

『法華玄義』の研究（十六）

大野 榮 人
伊藤 光 壽

はじめに

本論文は、『法華玄義』巻第一之上の第一部七番共解の第一章標章の第五節「教相」の部分を原典説明していくことを意図して究明していくものである。

本研究は、平成二十二年度秋学期（九月～一月）の大学院文学研究科博士前期課程および後期課程の「演習」の授業の研究成果である。授業の受講生は、仏教学仏教史学専修（Ⅱ）の次の諸氏である。

萩 千秋（前期一年）、ダオ トリン チン ニヤン・トラン
アン コア・トラン クオック フォン（ベトナム）（前期二年）、
川瀬 隆（後期一年）、加藤高敏（後期二年）、伊藤光壽（研究生）、
武藤明範・水野荘平・久田静隆・猿渡あゆみ・トラン トウイ
カン（ベトナム）・加藤正賢・森 琢朗（研究員）、今井勝子・

當間日澄〔聴講生〕

授業は、輪読形式で行ない、右記の大学院生諸氏が下調べをして発表してもらい、それを伊藤光壽氏が毎時間「書き下し文」、詳細で膨大な「注」、的確な「現代語訳」を作成して頂き、それを私が加筆し、それを訂正して頂いて、授業で読み合わせをして、完全な原稿を作成したものである。

伊藤光壽氏のご尽力により、このような研究成果を世に送り出すことができることに衷心よりお礼を申し上げる次第である。

伊藤光壽氏をはじめ、大学院受講生全員の智慧を結集してできなかった研究成果であるが、恐らく誤記・誤読など多くあることと思われる。その責任の全ては、私にあることをお断りしておきたい。大方のご批判・ご教示を賜れば幸甚である。

本論文の構成は、最初に「原文」と「書き下し文」を、つぎに「注」

を、最後に「現代語訳」を付していくことにしたい。

〔原文〕

當レ知。卽レ頓而漸卽レ漸而頓。大經云。或時説レ深或時説レ淺。應レ問卽遮
應レ遮卽問。一時一説一念之中。備有不定。不同舊義。專判一部二味
味中悉如此。此乃顯露不定。

〔書き下し文〕

まさに知るべし。頓に即して漸、漸に即して頓なり。

『大經』にいわく、「ある時は深と説き、ある時は浅と説く。ま
さに問(開)すべきをすなわち遮し、まさに遮すべきをすなわち問(開)
す。」と。

一時・一説・一念のなかに、備に不定あり。

旧義に専ら一部を判ずるに、同じからず。味のなか、ことごと
くかくのごとし。これはすなわち顯露不定なり。

〔注〕

(43) まさに知るべし。頓に即して漸、漸に即して頓なり。『まさに知
るべし』は、「高山にて頓説すといえども、寂場を動ぜずして、しか
も鹿苑に遊化す。四諦の生滅を説くといえども、不生不滅を妨げず。

菩薩のために仏の境界を説くといえども、しかも二乗の智断あり。五
人が果を証すといえども、八万の諸天が無生忍を獲ることを妨げず。」
という、前四文の真意を外さないこと。

「頓に即して漸、漸に即して頓なり」は、教相の三意の第一「根性
の融不融の相」のなかにあるから、衆生の機根と仏の真意との感応道
交を外さないこと。

つまり、仏の一言で始まり、無謀応用・二始同時、宿習と漸種・頓
種、同聴異聞の不定教の有り様、置毒殺人・味味得入との対比を包含
し、仏の一言で完結する文意と取ると分かり易い。

参考——「教相の三意」について

教相の三意は、三種教相ともいう。天台教学で、『法華經』が他の
諸經に異なつて勝れているのは、三意によるとする。

(1) 根性の融不融の相

「融」は、大通智勝仏以来の種・熟・脱の過程で、衆生の機根が調熟し、
脱了が迫り来て、声聞・縁覚・菩薩の機根に差別がつかなくなつたこ
とをいう。

「不融」は、『法華經』以外の教えでは、その教えを受ける衆生の素
質・能力の根性が不揃いで、勝れたものと劣つたものとの利と鈍との
別があり、教えにも真実と方便との二種が交えて説かれることをいう。

「融」は、今世の『法華經』の説法の際には、「種・熟・脱」の三
段の順序を経て、衆生が一樣に利根になつて、差別がなくなつたこと
をいう。

つまり、今世の『法華經』の説法以前は、衆生に二乗・三乗などの
差別があつたが、大通智勝仏の十六王子の法華の覆講以来、今世の『法
華經』までの種・熟・脱によって、衆生の根性に、今世で『法華經』

を聴聞できるまでの芽が芽生えたので、今世で『法華経』という真実の教えが説かれることをいう。

(2) 化導の始終不始終の相

「始」は、三千塵点劫の昔をいう。

「終」は、今世の『法華経』の説法をいう。

「不始終」は、『法華経』以外の教えでは、その時だけの適当な教えを説こうとするから、その教えのなかで、仏の教化の意図が明らかにされないことをいう。

「始終」は、『法華経』の教えでは、三千塵点劫の昔の法華の覆講以来、今世までの三世にわたって一貫した組織で教化されていることを説くから、仏の教化の意図が明らかになることをいう。

つまり、『法華経』以前の教えから『法華経』の從地涌出品の中途までの迹門は、今世の迹仏釈尊が明かす權教であって、仏の衆生教化の意図が明かされていないが、『法華経』に至って、万民を救い摂って止まない仏の衆生教化の意図が、「種・熟・脱」の三段の順序などで明かし説かれることをいう。

(3) 師弟の遠近不遠近の相

「遠」は、三千塵点劫の昔、法華の覆講で始まった師弟関係をいう。

「近」は、今世の法華の会座に連なる師弟関係をいう。

「不遠近」は、『法華経』以外の教えでは、師の釈尊は今世に始めて仏陀となり、弟子もまた今世に始めて仏弟子になったことをいう。

「遠近」は、『法華経』の本門の教えでは、釈尊は久遠の昔に成道して仏陀となり、弟子もまた久遠の昔に成道しているから、師弟ともに今世の悟りと教化とだけを真実とみるべきではないことをいう。

つまり、師たる仏釈尊は、弟子と一時的な関係にあると考えるのが

普通であるが、真実はそうではない。三千塵点劫の久遠の昔から繰り返し師弟の関係にあつて、『法華経』の説法とそれを聴聞する問柄にあることをいう。

以上、『法華経』だけが、根性の融不融の相を説き、『法華経』だけが、化導の始終不始終の相を説き、『法華経』だけが、師弟の遠近不遠近の相を説き、『法華経』以外の諸経はそれらを説いていない。『法華経』だけが、仏の化導の意図は万人の救済にあり、その救済に至る手立てを講じていることを明かしている。

そして、その観点から教相判釈がなされていることに深い意義がある。

(44) 大経にいわく、「ある時は深と説き、ある時は浅と説く。まさに問(開)すべきをすなわち遮し、まさに遮すべきをすなわち問(開)す(1)「大経にいわく」について

「大経」は、『大般涅槃経』をいう。ここでは『大般涅槃経』如来性品第四の一をいう。『大般涅槃経』は、仏釈尊が涅槃に入る直前に説かれた經典である。『大般涅槃経』には、曇無讖訳の『大般涅槃経』四十巻と、後に劉宋の慧観・慧嚴・謝靈運が四十巻本を改編した『大般涅槃経』三十六巻本との二種類がある。後者は、劉宋の都建康で成立したので、『南本涅槃経』といい、前者を『北本涅槃経』という。天台教学が用いるのは、『南本』であり、『大正蔵』一一・六〇六a一八五二bに収録されている。

南本も北本も、内容は実質的には同一である。如来蔵思想を説き、仏陀の本質を常住不滅の法身として捉え、この法身が衆生の成仏を可能にする仏性としてはたらくことを説く。「一切衆生悉有仏性」の句は有名である。また断善根・信不具足のイツチャンティカも成仏する

聞提成仏を説く点からも注目される。

(2) 「ある時は深と説き、ある時は浅と説く。まさに問(開)すべきをすなわち遮す。まさに遮すべきをすなわち問(開)す」について

『大般涅槃經』如来性品第四の一に、「迦葉よ、いかんがよく因縁の義を解するや。四部の衆あり、来りて我に問いていうがごとし。世尊よ、かくのごときの義、如来が初めて出す。なにゆえに波斯匿王のために、この法門の深妙の義を説かずして、ある時は深と説き、ある時は浅と説くや。あるいは名づけて犯となし、あるいは名づけて不犯と名づけるや。いかんが墮と名づけ、いかんが律と名づけ、いかんが波羅提木叉の義と名づけるや。」(『大正藏』一一・六二六c)とある。

本文の「ある時は深と説き、ある時は浅と説く。まさに問(開)すべきをすなわち遮し、まさに遮すべきをすなわち問(開)す」は、上の『大般涅槃經』の引用である。『大般涅槃經』の引用部分は、戒律について説いている。しかし『法華玄義』の本文は不定教を説く文脈にある。

戒律と不定教とは、どのような関係があるのか。「戒」は、普遍的な価値を求め、究極は悟りにある。だから、消極的な止悪に制定の本意があるのではなく、積極的な修善に本意がある。戒は真実に眼を開くことを目的とするから、時空を超え、時・処・機を超越して適用される性格にある。

「律」は、究極は僧尼や教団が平穩に生活し維持できることにある。したがって、修善に眼目があるのではなく、止悪に重点が置かれる。律は随犯随制で、例えば、積尊は最初、屋内に食料を貯蔵し、屋内で煮炊きして食事することを禁止された。しかし、飢饉に見舞われて、一旦禁止を解き、その後再び禁止された。

以上は森章司編『戒律の世界』の「戒律概説」の要点である。

「戒」は、いつでも、どこでも、誰にでも適用されるものであり、時と、場所と、場合とを超越している。一方「律」は、時と、場所と、場合とで変更可である。「戒」は固定的、「律」は流動的である。

『大般涅槃經』は、犯と不犯を説き、『法華玄義』は開と遮を説くが、ともに律に関する言及である。時・処・機による流動性は不定であるから、戒・定・慧の三学の第一の戒学の、開と遮の流動性を用いて不定教の応用自在を説くのである。

『大正藏』三三・六八三cの『法華玄義』には、「応問即遮応遮即問」とあるのを、『仏教大系』の『釈籤』によつて、「応問即遮応遮即問」と改める。理由は、後出の参考「問か開かについて」を参照されたい。「深」は、深遠な教え、深い智慧の教えをいう。摩訶般若波羅蜜や円頓一仏乗の教えや諸法実相・世間相常住・中道の教えや、円頓の『法華經』で開会した妙戒など大乘の教えをいう。

「浅」は、浅近、浅薄な智慧の教えをいう。二乗や人天の空に止まる教えや五八十具の戒と狗牛等の禁をいう戒禁取見を、出離解脱の清淨道と誤認するような戒などの小乗の教えをいう。

「開」は、行為の許可をいう。すなわち戒律について、通常禁止されていることが、生命が危ないときなど、特定の条件のもとでは許されることをいう。

「遮」は、行為を禁止することをいう。すなわち殺されても戒律は守るべきであることをいう。

「遮開」は「開遮」であり、「開制」ともいう。

「ある時は深と説き、ある時は浅と説く」などということをして「不定」という。

一つの会座に集った人は、人相知、法相不知、人としては互いに知っているが、受ける法は互いに知らない。これが、「不定」である。「秘密」は、人法俱不知、人も法も互いに知らない。これが「秘密」である。不定も秘密も俱に同聴異聞の枠内にある。

参考——「問」か「開」かについて

(1) 「問」を採るのは、以下の文献である。

- ・『法華玄義』(『大正藏』三三・六八三c)
- ・『法華玄義釈籤会本』卷一上

「問」は、人のいうことが聞こえるのを、自分から聞き質すの原義から、問うの意となり、訊ねる、聞き質すなどの意となる。これに對するのは「答」であり、問いに答える、返事をする、報いるなどの意である。「問答」と熟すと、問いと答えを交互に繰り返すことをいい、禪の修行法の一つとして、修行者が仏法について疑問を問ひ、師家がこれに答えることをいう。「問」と「遮」とは、関係性がない。

『釈籤』の割り注に、和本は「応問即遮応遮即問」とある。故に證真的『私記』に、四相品の本文の「如来、初めて出で、何が故ぞ、この法門の深妙の義を説かずして、ある時は深と説き、ある時は浅と説く。あるいは名づけて犯となし、あるいは不犯と名づくるや。」を引く。今文意を取って、犯を引き名づけて遮となし、不犯を開と名づけていう。唐の印本に開を問とありし故に、『釈籤』は問の字に随つて釈するものとなせり」とある。『釈籤』は「問」を採る。

(2) 「開」を採るのは、以下の文献である。

- ・仏教大系刊行会編纂『仏教大系』卷第十七、『法華玄義』卷第一、五七頁
- ・日本仏教刊行会編纂『註解合編天台大師全集』、『法華玄義』卷第

一、五七頁

・中里貞隆『国訳一切経』經疏部一、二五頁

・『仏典講座』26、多田孝正著『法華玄義』一四一—一四四頁

・菅野博士訳注『法華玄義』上、七四—七五頁

「開」は、背き離れるの意の語原(乖)からきており、門の扉が乖離・背き離れるの意から、開くの意をいう。仮の教えであることを打ち明ける、曝く、許すなどの意である。ここでは許すの意をいう。許すの意の「開」に對するのは、禁止するの意の「遮」である。「開遮」と熟すと戒律の用語となる。行為の許可と行為の禁止をいう。「開」と「遮」には、密接な関係性がある。

『仏教語大辞典』の「開遮」には、①「開」は、行為の許可で、「遮」は、行為の禁止をいう。許したり禁じたりすること。あることをなすのを許すのを「開」、なすのを禁じるのを「遮」という、とある。『玄義』二二五頁、『四教儀註』上末二に出る。

②命があぶないときは戒律を守らなくてよいが「開」、殺されても戒律を守るべきだが「遮」、という意とある。『参問語録』(『統感経』一五・四二八下)に出る。

(3) 『大般涅槃経』の原文について

『法華玄義』の引用文は、「応問即遮応遮即問」とあり、それに当たる『大般涅槃経』の原文は、「或名爲犯或名不犯」である。

『大般涅槃経』は、「あるいは名づけて犯となし、あるいは不犯と名づく」と、「犯」と「不犯」を説く。「犯」は、罪を犯すこと、戒律を犯すことであり、「不犯」は、戒律を犯さないことをいう。戒律を犯さない不犯は、仏が制定した戒律を守って犯さない持戒の「持」である。不犯の意味を拡大すれば、許可であり、やってよいこと、戒律を犯さ

ないことをいう。やっても戒律を犯さないことが「不犯」「開」であり、それに対するのは「犯」「遮」である。「犯」「遮」は、やれば戒律を犯すことになる。だから、してはいけない、絶対守らないといけないなどの禁止の意味をもつことになる。

したがって、『大般涅槃經』の「不犯」と「犯」に相当するのは、「開」と「遮」であるから、『大正藏』三三・六八三Cの『法華玄義』に、「問即遮應遮即問」とあるのを、『仏教大系』の『法華玄義』によって、「応開即遮應遮即開」と改める。

(4) 性戒や遮戒などについて

「性戒」は、仏が弟子に対して戒律を制定する制戒の有無にかかわらず、殺生・偷盜・邪淫・大妄語のように、それ自身悪である罪を戒めることをいう。

「遮戒」は、その時、その所に必要に応じて仏が制止した戒律をいい、性戒と比較して軽いものをいう。例えば、殺生は性戒で戒めるが、飲酒は遮戒で戒める。遮戒によって制せられる罪を遮罪という。

「遮罪」は、行為それ自体は罪ではないが、その結果として罪を犯す恐れがあるので禁止することをいう。例えば、飲酒や、土地を掘り起こすことによって虫類を殺したり、草木を切ったりするなどの軽い罪をいう。

(5) 開遮持犯について

「開遮持犯」の「開」は許す、「遮」は遮ぎり止める、「持」は守り保つ、「犯」は犯し破るの意である。小乗戒は戒法が厳しく、常に戒法に定められたことを守らなければならない。しかし大乘戒は慈悲の願行であるから、戒を、戒の真の精神に則って活かす場合は、戒法を犯すことも許し、保つことを止めることもある。これが開遮持犯の自由で、

大乘戒の特質である。

参考——「戒」と「律」について

(一) 「戒」について

「戒」は、サンスクリット語で「尸羅」といい、非を防ぎ悪を止める「防非止悪」の義で、戒・定・慧の三字の一つである。尸羅は、清涼とも、禁とも、止得とも、性善とも、戒とも訳す。

「清涼」は、戒を受持すれば、煩惱業苦の因を離れ、清涼の果を得るの意である。

「禁」は、悪を禁じ、非を防ぐの意である。

「止得」は、悪を止め、善を得るの意である。

「性善」は、好んで善道を行じ、自ら放逸に流れないの意である。

「戒」は、禁戒・制戒の義である。ある約束のうえに、禁制する戒めである。約束の上の禁制は善悪に通じる。しかし仏法の戒は、必ず非を防ぎ悪を止めるものであるから、「防非止悪」を戒の本質とする。戒には、大きく分けて小乗戒と大乘戒の二つがある。

(一) 小乗の戒

小乗の教えは、この世界を無常・苦・空・無我と説き、厳しく現世の享樂を戒めた。「五八十具」である。五戒と八齋戒は在家の信者の戒、十戒は沙弥・沙弥尼の戒、具足戒は、比丘に二百五十戒、比丘尼に三百四十八戒(五百戒とも)、さらには三千の威儀、八万の細行など、多くの戒律がある。

(1) 五戒は、在家の信者の戒

- 1 不殺生戒は、生き物の生命を奪うことを禁じる戒。
- 2 不偷盜戒は、他が所有する財物を盗むことを禁じる戒。
- 3 不妄語戒は、他を誑かそうとして嘘偽りをいい、あるいは事

実を隠し不実を告げることが禁じる戒。

- 4 不邪淫戒は、夫妻以外と性欲を満たす男女の交わりを禁じる戒。
- 5 不飲酒戒は、一切の飲酒を禁じる戒。

(2)

- 1 八齋戒(八関戒、八支戒、八戒)は、在家の信者の戒
- 2 離殺生は、一切の衆生の命を断じない戒。刀杖を捨て、慈悲心を失なわず慚愧心あり、人は勿論、昆虫類に至るまでみな慈悲を垂れる教え。

- 3 離不与取は、他の財物を盗み取らないで、常に布施を好み、心穏やかな放捨を願い、その報いを望まない教え。
- 4 離非梵行は、邪な男女の交わりを断つ梵行を実践し、心を清浄にする教え。

- 5 離虚誑語は、嘘偽りや事実を隠して、他を誑かすことをしない教え。
- 6 離飲諸酒は、酒は乱心の源であり、過失を起す元であるから、これと離れて怠惰軽率な放逸の心を断ち、清浄な心とする教え。

- 7 離塗飾香鬘歌舞視聽は、花輪の華鬘、珠玉や貴金属でできた飾りの瓔珞、手や身体に塗る粉末の塗香や脂粉を捨て、演劇や音楽の歌舞、軽業の娼伎を視聽せず、心を清浄にする教え。
- 8 離眠坐高広嚴麗牀座は、寝台や腰掛けをいう。一句は、高く広い大きな寝台を捨て、下坐臥を好み、草を敷いて、心を清浄にする教え。

- 9 離食非時食は、正午を過ぎて食事を取らない教え。
- 10 十戒は、沙弥・沙弥尼の戒、受持したときから死ぬまで違犯してはならない尽形寿の戒であり、二十歳になるとさらに具足戒を受ける。

- 1 不殺生戒

不偷盜戒

- 2 不姪洩戒(非梵行戒)
- 3 不妄語戒
- 4 不飲酒戒

- 5 不塗飾香鬘戒
- 6 不歌舞觀聽戒
- 7 不坐高广大牀戒

- 8 不非時食戒は、正午を過ぎて固形物を飲食することを誡める戒。
- 9 不蓄金銀宝戒は、金銀財宝を貯えることを誡める戒。
- 10 六法戒は、沙弥尼が具足戒を受けるまでの直前の二年間、すなわち式叉摩那(学法女、学戒女、正学女)が学ぶ六法をいう(『四分律』卷第二七)。

- 1 染心相触戒は、愛欲の心で男子の身に触れることを誡める戒。
- 2 盗人四銭戒は、四銭以下でも盗むことを誡める戒。
- 3 断畜生命戒は、畜生の命をとることを誡める戒。
- 4 小妄語戒は、嘘をいうことを誡める戒。
- 5 非時食戒は、正午を過ぎて食事をとることを誡める戒。

- 6 不飲酒戒は、飲酒することを誡める戒。
- 7 具足戒(大僧戒・近円戒)は、20歳〜70歳の身心清浄で、比丘としての資格を失なうような過失のない、しかも沙弥戒・沙弥尼戒を受けた比丘・比丘尼、つまり大僧が受ける戒である。『四分律』では比丘に、二百五十戒で、比丘尼に、三百四十八戒(五百戒ともいう)である。

- 8 大乘の戒
- 9 大乘の律典である『梵網經』卷下は、十重禁と四十八輕戒とを合計した五十八戒を梵網大戒とも、弘戒ともいう。

- 10 大乘の戒

- (1) 十重禁（十重禁戒、十重戒、十無尽戒、十重、十重波羅提木叉、十波羅夷、十不可悔戒）は、大乘戒で最重罪。大乘の菩薩がこれを犯すと破門罪、追放罪、つまり波羅夷を構成する。自ら行ない、あるいは他に行なわせないように誡める戒である。『菩薩戒義疏』の表記による。
- 1 殺戒は、生き物、特に人間を殺すことを禁じる戒。
 - 2 盜戒は、他人の物を盗むことを禁じる戒。
 - 3 姪戒は、姪事をするを禁じる戒。
 - 4 妄語戒は、悟っていないのに、自分は悟ったということをして禁じる戒。
 - 5 酤酒戒は、酒を売ることを禁じる戒。
 - 6 説四衆過戒は、在家・出家の菩薩、および比丘・比丘尼の罪過を説くことを禁じる戒。
 - 7 自讚毀他戒は、自らを褒め讃え、他を謗ることを禁じる戒。
 - 8 慳惜加毀戒は、財や法を施すのを惜しむことを禁じる戒。
 - 9 瞋心不受悔戒は、怒って、相手が謝っても許さないことを禁じる戒。
 - 10 謗三宝戒は、仏・法・僧の三宝を謗ることを禁じる戒。
- (2) 四十八輕戒（四十八輕）は、清淨行を汚す軽い罪の輕垢罪を犯すことを誡める戒である。『梵網經』卷下による。
- 1 不敬師友戒は、師や年長者や同輩を尊重しないことを誡める戒。
 - 2 飲酒戒は、犯罪の原因となるから、酒を飲むことを誡める戒。
 - 3 食肉戒は、一切の食肉を誡める戒。
 - 4 食五辛戒は、臭味が激しく、精力のもととなる菹・葱・蒜・薑を食べないことを誡める戒。
- 5 不教悔罪戒は、他人の罪を指摘して、懺悔させることをしないことを誡める戒。
 - 6 不供給請法戒は、常に大乘の法師を招いて供養し、説法してもらうことを怠ることを誡める戒。
 - 7 懈怠不聽法戒は、怠けて、教律を聞法しないことを誡める戒。
 - 8 背大向小戒は、大乘の教律に背き、小乘に赴くことを誡める戒。
 - 9 不看病戒は、病人を看病しないことを誡める戒。
 - 10 畜殺生具戒は、殺生をするための武器や道具を保持することを誡める戒。
 - 11 国使戒は、国賊的行為をして戦争の原因を作ることや、戦争のために国や軍隊に協力することを誡める戒。
 - 12 販賣戒は、人身や家畜や葬具などを売ることを誡める戒。
 - 13 謗毀戒は、他人を誹謗することを誡める戒。
 - 14 放火燒戒は、放火することを誡める戒。
 - 15 僻教戒は、小乘や外道の教えを人に説くことを誡める戒。
 - 16 爲利倒説戒は、利益のために、教法を歪曲して説くことを誡める戒。
 - 17 恃勢乞求戒は、官権に近づいて、利益を貪ることを誡める戒。
 - 18 無解作師戒は、三界を分別する力がなくて、人の師となることを誡める戒。
 - 19 両舌戒は、二枚舌によって陰口し、持戒の僧を誹謗することを誡める戒。
 - 20 不行放求戒は、衆生の死を見ながら、これを救わないことを誡める戒。
 - 21 瞋打報仇戒は、意に添わないことを怒り恨み、仇をなすことを誡める戒。

- を誡める戒。
- 22 僣慢不請戒は、高慢で、教えを求めないことを誡める戒。
- 23 僣慢僻説戒は、高慢で、後輩を輕蔑し、法を誤って教えることを誡める戒。
- 24 不習学仏戒は、仏法を学ばず、却って外道や異学を学ぶことを誡める戒。
- 25 不善和衆戒は、人を導き、三宝を守ることを怠ることを誡める戒。
- 26 独受利養戒は、供養を受け、一人で貪って他に分け与えないことを誡める戒。
- 27 受別請戒は、僧団に属するものを、私有物とすることを誡める戒。
- 28 別請僧戒は、在家の信者が僧を名指して、特別に招くことを誡める戒。
- 29 邪命自活戒は、邪悪な方法で生活することを誡める戒。
- 30 不敬好時戒は、仏教の決りに違背し、非法を行なうことを誡める戒。
- 31 不行救贖戒は、尊敬すべき人や、物が危機に瀕しているのに、救護しないことを誡める戒。
- 32 損害衆生戒は、いろいろな方法で衆生に損害を与えることを誡める戒。
- 33 邪業覚觀戒は、喧嘩や遊戯や歌舞などを見聞することを誡める戒。
- 34 暫念小乘戒は、菩提心を退転させることを誡める戒。
- 35 不発願戒は、よき師に仏の教えを問ひ求めないことを誡める戒。

- (3)
- 36 不発誓戒は、十大願を起こして、勇猛に精進することを怠ることを誡める戒。
- 37 冒難遊行戒は、危険を冒して、頭陀行を実践するように誡める戒。
- 38 乖尊卑次序戒は、上下尊卑の次第を乱すことを誡める戒。
- 39 不修福慧戒は、教律を説き、福德や智慧を修めることを怠ることを誡める戒。
- 40 揀托受戒戒は、仏を傷つけることや両親を殺すなどの、七逆罪を犯した者以外、だれに対しても授戒するように誡める戒。
- 41 爲利作師戒は、利養のために、一切の教律を知っているように装って、師となることを誡める戒。
- 42 爲惡人説戒は、まだ菩薩戒を受けていない人や、外道や惡人の前で、この大乘戒を説くことを誡める戒。
- 43 無慚受施戒は、受けた戒法を破り、その罪を恥として恥じることがないのに、平然と布施を受けることを誡める戒。
- 44 不供養經典戒は、經典を敬い、重んじ、供養しないことを誡める戒。
- 45 不化衆生戒は、悩める人々を教化せず、苦を除こうとしないことを誡める戒。
- 46 説法不如法戒は、教えを侮る者に、教えを説くことを誡める戒。
- 47 非法制限戒は、為政者が、権力によって道に外れたことを行なうことを誡める戒。
- 48 破法戒は、為政者が、権力によって仏法の戒を破り、恣に振る舞うことを誡める戒。
- 三聚淨戒(三聚戒・三聚・三種戒威)は、『梵網經』『瓔珞經』など

に説かれる大乘の菩薩が保つ独自の戒法で、1は破惡の自利、2は行善の自利、3は利他である。

1 撰律儀戒は、一切の戒を受持し、仏が定めた誠めを守つて、惡を防止することをいう。律は律法禁止、儀は儀制軌範のこと。この戒には、五戒、八齋戒、十戒、二百五十戒、三百四十八戒、その他のすべての戒が含まれる。

2 撰善法戒は、大いなる悟りのために、撰律儀戒の律儀止作の、身・口・意所作の善のうえに、さらに聞・思・修の三慧、六波羅蜜など、ことごとくをもつて、身と口とによつて、進んで善を行ない、一切の諸善をもらさないことをいう。

3 撰衆生戒は、四弘誓願であり、菩薩の慈・悲・喜・捨など的一切を撰ずる。菩薩が慈悲心から、一切の衆生を包容して、一切の衆生のために尽くし、あまねく利益を与えることをいう。

(三) 天台教学の戒

『法華玄義』巻第四下に、五八十具の小乗戒や、『瑜伽論』『善戒經』などの大乘戒を、三乗に共通する権戒・麁戒とし、『梵網經』の大戒を界外の菩薩のみに対する実戒・妙戒とする。この妙戒は、なお相対的であり、法華円教において開会されると説き、すべての戒律はそのまま絶対妙戒となるとする。

また、『摩訶止観』巻第四上には、具体的な形式による事戒・随相戒と、戒相を見ないで、空・仮・中の三觀に安住する理戒・離相戒とを分ける。前者は、天・人・阿修羅の三趣の果報を得るとし、後者を三乗および四教の菩薩に配する。

中国天台は、これらの説を、すべての戒がそのまま絶対円頓の妙戒であると解釈するに止まった。

日本では、最澄がこれを發展させて円頓戒の説を大成した。法華開顯に立つて、『梵網經』に説かれた三聚淨戒の作法により、十重禁・四十八輕戒を授けたり受けたりすることをいう。

円頓戒は、盧舍那仏が説いた戒である。出家・在家に通じた勝れた戒で、利他を根本とする。戒体は一得永不失、一度受ければ止惡修善の原動力となり、永久に失なわれない。戒境は無辺法界で、三千世界に限らない。戒相は三聚淨戒で、持戒と犯戒とに一定の法則がない。

戒を受けるときは、通授・通受なら、例えば十戒では、その一々の戒を別々に授け受けないで、十戒全体を總括的に授け受け、別授・別受なら、一々別々に、三帰の法により、別々の作法で別々に戒を授け受けることになる。

(一) 「律」について

ヴィナヤは、毘奈耶、毘那耶、鼻奈耶と音写で、毘尼、比尼とも書く。調伏、滅、離行、化度、善治、志真と訳す。諸の過惡を制伏除滅することを意味し、仏が制定した比丘・比丘尼が守るべき生活規範、禁戒をいう。隨犯隨制で、罪惡の行為が出家者によつて犯されるたびに、「今後同様の行為をすれば、〇〇の罰に処する」と誠めることによつて、初めて出家教団の規定となつたものである。

律には、必ず処罰の規定があり、他律的であり、出家について制定されたものである。

(1) 律藏の内容

1 比丘・比丘尼に対して、それぞれの行為を行なうことを禁止した条文、すなわち教団の罰則・波羅提木叉と、それを禁じた由来因縁、また犯した場合の罪の輕重などを詳説した部分がある。

- (2)
- 2 教団の儀式作法や僧衆の生活、礼儀にかなった起居動作などに関する具体的な諸規定などを説いた部分・**健度**がある。
 - 3 後世付加されたと考えられる、付随事項・**波利婆羅**とがある。律蔵の構成

律に説く戒の条目・波羅提木叉の数は、『四分律』では、比丘二百五十戒、比丘尼三百四十八戒である。比丘戒と比丘尼戒をそれぞれ具足戒という。波羅提木叉は罪の軽重によって次のように類別される。

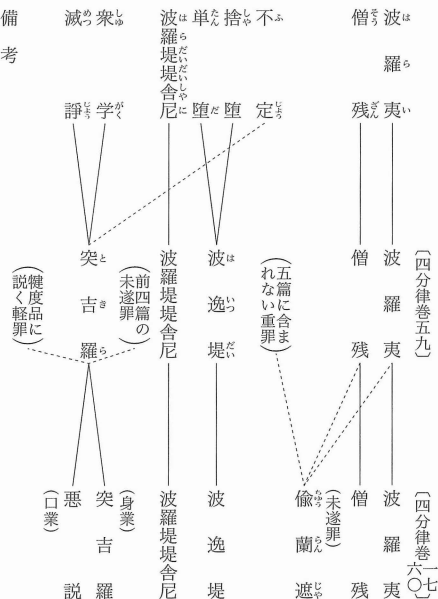
① 波羅提木叉

- 1 波羅夷は、比丘・比丘尼の資格を失なつて、教団から追放・破門される。姪・盜・殺・妄の四重禁戒である。比丘尼には、これに摩触・八事・覆藏・随拏の四を加える。
- 2 僧残は、一定の期間、僧尼としての権利が剥奪される。罪を犯しても、懺悔して所定の処罰を受ければ、僧尼としての生命が残されており、教団内に留まることができる。
- 3 不定は、男女関係で、波羅夷か、僧残か、単墮かのいずれかに罪が定まらないもの。
- 4 捨墮は、衣鉢などについて、所定以上のものを所有し、あるいは不法行為があつた場合、その品は教団に没収、四人以上の僧中で懺悔する軽罪。
- 5 単墮は、嘘や、殺畜生など、単なる墮獄の軽罪。
- 6 波羅提提舍尼は、食事に関する戒。一人に対して告白懺悔する軽罪。
- 7 衆学は、食事・服装・説法・その他の礼儀に関して、多くの学

〔八段〕

〔五篇〕

〔七聚〕



習すべき規定戒則。上座の比丘あるいは自己の心中で懺悔する軽罪。

- 8 滅諍は、教団内の紛争を鎮める方法の規定。
 - 9 偷蘭遮は、波羅夷や僧残の未遂罪や予備罪の重罪。
 - 10 突吉羅は、身・口・意の軽罪。
- なお、律の生活規程を破つた者の治罪法には、詞責・擯出・依止・遮不至白衣家・不見拳（不見擯）・不懺拳（不作擯）・悪見不捨擯（悪邪不除擯）の七種があり、これに悪馬・黙擯（梵檀）を加えて九種治罪法がある。

② 健度

- 1 受戒・布薩・安居・など、教団の儀式行事作法に関する規定。
- 2 僧尼の衣食住の生活、礼儀に適った起居動作などに関する規定。
 - ・出家の教団に入るための作法をいう、受戒に関する制戒。
 - ・仏教教団の定期集会・布薩の儀式方法をいい、説戒に関する制戒。
- ・雨季に行なう反省と学習をいう、安居に関する制戒。
- ・安居最終日に行なわれる告白懺悔をいう、自恣に関する制戒。
- ・革製の用具に関する制戒。
- ・衣に関する制戒。
- ・薬に関する制戒。
- ・安居の労を賞して、その後五か月間使用が許される、迦絺那衣に関する制戒。
- ・比丘などが相和し同住すること、諍つて分裂することなどを説く、拘睺弥に関する制戒。
- ・作法の不正を説く、瞻波に関する制戒。
- ・鬪争を好む悪党を罰する方法を説く、呵責に関する制戒。
- ・僧残罪を犯した者の治罪法を説く、人・僧残悔に関する制戒。
- ・犯した罪を隠した場合の治罪法を説く、覆蔵に関する制戒。
- ・罪を犯した比丘を布薩に入れないことを説く、遮に関する制戒。
- ・提婆達多の反逆事件とその処置の方法を説く、破僧に関する制戒。
- ・諍いを鎮める方法として七滅諍を説く、滅諍に関する制戒。
- ・女子の出家受戒などについて説く、比丘尼に関する制戒。
- ・諸種の礼儀作法を説く、法に関する制戒。

参考——比丘が受持すべき「二百五十戒」について
 ・房舎や臥具などについて説く、房舎に関する制戒。
 ・道具や諸雑事について説く、雑に関する制戒。

比丘の戒律である「二百五十戒」は、四波羅夷・十三僧残・二不定・三十捨墮・九十單提・四提捨尼・百衆学・七滅諍からなる。具足戒という。

- ① 四波羅夷は、波羅夷は棄と訳し、最極の重罪、僧中から捨てられる罪である。
 - 1 姪戒は、情欲を遂行することを禁じる戒。
 - 2 盜戒は、盜心を抱いて五錢以上を盗むことを禁じる戒。
 - 3 殺戒は、自ら人を殺し、他人に殺させ、あるいは自殺を勧めて死なせることを禁じる戒。
 - 4 妄語戒は、実際に悟っていないのに、悟ったと嘘をいって、世間の名声と利得を求めるときを禁じる戒。
- ② 十三僧残は、僧残は衆残と訳し、有残の罪。懺悔すれば、僅かに僧としての命を残すことができる重罪で、その罪過も懺悔すれば除滅できる。
 - 1 故出精戒は、手姪で、意識的に精液を出すことを誡める戒。
 - 2 摩触女人戒は、染汚の心、欲情の心で、女人の身体に触れ、手を捉え、髪を捉えることを誡める戒。
 - 3 女人羶語戒は、邪な心で、女人と姪欲の話をすることを誡める戒。
 - 4 嘆身索供養戒は、自らを褒めることにより、女人が自分に愛着して、セックスによる奉仕をするように仕向けることを誡める戒。
 - 5 媒人戒は、男女の間をとりもって、想いを遂げる橋渡しを図つ

- たり、密通不倫させることを誡める戒。
- 6 無主房戒は、施主がなく、自ら托鉢して、分に過ぎた修行僧の住居である房舎を造ることを誡める戒。
- 7 有主房戒は、施主がいて、房舎を建てるにしても、一人で地を選んで建てることなどを誡める戒。
- 8 無根重罪誨他戒は、他の僧が四波羅夷を犯したことを見聞せず、他の比丘が波羅夷罪を犯したと行って、根拠なく誨ることを誡める戒。
- 9 仮根誨戒は、根拠が曖昧であったり、他のことに託けたりして、あの僧は四波羅夷を犯したなどと誨ることを誡める戒。
- 10 破僧違諫戒は、僧団の和合、和合僧を分裂させようとする僧を、同輩の比丘が三度諫めるが、その諫めに従わないで、僧団の分裂を図ることを誡める戒。
- 11 助破僧違諫戒は、破和合僧を手助けし、破和合僧を誡める比丘を非難し、悪比丘を贊嘆するのを、善比丘が三度諫めるのに、なお改めないことを誡める戒。
- 12 汚家擯謗違諫戒は、⑦在家の信念に背いて在家を汚し、④在家人から受けた施物を他の在家人に与え、②それらの悪行を他の修行者から作法にしたがって諫められたのに、その諫めを無理であるといつて受けつけず、誨ることを誡める戒。
- 13 悪性拒僧違諫戒は、⑦性質が強情で、他の修行僧の諫めを入れないこと。④いろいろな修行僧が作法にしたがって諫めでも、それを拒否して受け入れないこと。②大勢の修行僧が三度勧告しても、その勧告を聞き入れないことを誡める戒。
- ③ 二不定は、実際に罪を犯しているかどうか、またどのような罪に当たるのか確定できないような罪をいう。
- 1 屏処不定は、人目につかないところ、仏道の妨げとなるところ、男女の交わりに適したところで、女人と相對して坐すこと。
- 2 露処不定は、人に見えるところ、声が聞こえるところで、なんのおかまいもなく、女人と相對して坐すこと。
- この二は、罪の有無は不定であるが、男女間に嫌疑がかげられる。
- ④ 三十捨墮(尼薩耆波逸提)は、財物に関することが多い。財を捨て、罪を捨てるので、「捨」といい、罪を懺悔しなければ、三惡道、八寒地獄、八熱地獄に墮ちるので、「墮」という。
- 1 長衣戒は、三衣以外の麻布・綿布・絹布・毛布・粗布・紵衣のどれかで作られた長衣を蓄えることを禁じる戒。十日以内は開蓄えることを許すが、衣を僧の前に捨てて施与する意を表わす淨施をせず、十日を過ぎることを誡める戒。
- 2 離衣宿戒は、比丘が、明星が現われても、三衣を着ずに一夜を過ごすことを誡める戒。
- 3 月望衣戒は、三衣を着るに堪えなくなつて、新しい衣を受け集め、縫い上げるには、開の十日ではできないとき、不足の衣材を調べて、衣を完成するするまで、一月の畜衣を許す戒。
- 4 取非親尼衣戒は、親戚以外の非親尼里から衣を受領することを禁じる戒。親戚の衣の受領は差し支えない。
- 5 使非親里尼浣故衣戒は、比丘が、親戚以外の比丘尼に、汚れた衣を洗い、染め、打たせることを誡める戒。
- 6 従非親俗人乞衣戒は、親戚以外の信者に、衣を要求することを誡める戒。

- 7 過分取衣戒は、失衣・奪衣・焼衣・漂衣したとき、親戚以外の信者から衣を受けるとき、三衣以外を受けることを誡める戒。知足を知るべし。
- 8 勸増衣衲戒は、衣の代価を増やすことを信者に要求し、好みの立派な衣を求めるときを誡める戒。
- 9 勸二家増衣衲戒は、自分のために衣の代価を、二軒分合わせて、立派な一衣を作れと要求することを誡める戒。
- 10 過分忽切索衣衲戒は、比丘は金銀錢宝を手取ることは許されない。金銀錢宝が不要の間は執事人に委託保管させ、衣が必要なとき、その金銀錢宝で衣を作らせることを誡める戒。
- 11 乞蚕綿作袈裟戒は、比丘自身が蚕綿で三衣を作るときを誡める戒。
- 12 黒毛臥具戒は、黒毛氈で新しい臥具を作るときを誡める戒。邪姪行の疑いをもたれるから。
- 13 白毛三衣戒は、新しい臥具を作るとき、全羊毛を四分し、第一分第二分は黒毛とし、貴重な白毛は一分を加え、頭上毛・耳毛・脚毛その他の形色は一分混ぜる。白毛だけで三衣を作るときを誡める戒。
- 14 減六年作三衣戒は、新しく臥具を作ったら、六年は使う。古い臥具を残して新しい臥具を作るときを誡める戒。
- 15 不帳坐具戒は、新しい坐具を作るとき、古い坐具の一尺四方を切り取って、新しい坐具に縫いつける。古い坐具を放置することを誡める戒。
- 16 持羊毛過限戒は、羊毛を入手して運搬するとき、羊毛を荷なうのは八里余り、32 km以内とする。羊毛商人と間違われることを誡める戒。
- 17 使非親尼浣染毛戒は、羊毛で新しい坐具を作るとき、羊毛を洗い、整え、染める。親戚以外の比丘尼に浣染させることを誡める戒。
- 18 畜錢宝戒は、自分の手で銭や金銀を取ったり、人に取らせたり、地面に銭や金銀を置かせてそれを受け取ることを誡める戒。
- 19 買宝戒は、種々の宝物を売買することを誡める戒。
- 20 販売戒は、種々の物品を販売することを誡める戒。
- 21 長鉢戒は、長鉢を手に入れ、淨施をせず、十日を過ぎることを誡める戒。
- 22 乞鉢戒は、鉢が壊れ、新しい鉢を信者に求める。同じ理由で多くの信者に新しい鉢を要求することを誡める戒。
- 23 自乞纏使非親織戒は、自分で三衣の糸を求め、親戚以外の織師を監督し見張って、織って衣を作らせることを誡める戒。
- 24 勸織師増衣纏戒は、織師が衣を作るとき、信者の意に反して、広大堅緻な衣を作るように命じ、代価も引き上げることを約束し、衣を得ることを誡める戒。
- 25 奪衣戒は、先に与えた衣を返せ、お前には遣らん、と怒って奪ったり、人に奪わせたりして、衣を取ることを誡める戒。
- 26 畜七日藥過限戒は、病気になったとき、殘藥蘇、油、生蘇、蜜、石蜜を取るが、七日を過ぎることを誡める戒。
- 27 過前求雨衣過前用戒は、雨に浴するときに着る雨浴衣は、三月十六日に求め、洗い、染め、縫いあげ、四月一日から使用する。三月十六日以前に求め、四月一日以前に使用することを誡める戒。
- 28 過前受急施衣過後畜戒は、夏安居の最後の十日間は施衣を受け

- ることができ。これが急施衣である。十日前に受けることを誡め、一月と五月以後の受衣は、過後衣で、受けることを誡める戒。
- 29 有難蘭若離衣戒は、八月賊は、天を祀るために、人を捕らえて犠牲とする。阿練若処、すなわち森林のなかの房舎にこのような賊が入ったとき、三衣を舎内に置いて避難する。離衣六夜を超え、三衣を誡める戒。
- 30 廻僧物入己戒は、僧に許された物を、僧の所有物とすることを誡める戒。
- ⑤ 九十单墮(波逸提)は、三人の僧の前で、懺悔すること許される軽罪である。
- 1 小妄語戒は、見聞触知の事実と反対をいう、妄語することを誡める戒。
- 2 罵戒は、種姓、業、相貌などを罵ることを誡める戒。
- 3 両舌戒は、二枚舌を使って、人を相争わせることを誡める戒。
- 4 共女人宿戒は、婦女子と同じ部屋で宿泊することを誡める戒。
- 5 共未受人宿過限戒は、未受大戒人が宿泊し、二泊を越え、三泊以上になることを誡める戒。
- 6 与未受人同誦戒は、未受戒人とともに、經典を誦誦することを誡める戒。
- 7 向非其人説麤罪戒は、未受戒人に対して、ある比丘が麤罪、つまり波羅夷と僧残の重罪を犯したと説くことを誡める戒。
- 8 実得道向未具者説戒は、大戒を未だ具足していない人に対して、わたしは過人法、つまり聖者の功德を体得していないのに、聖者の美德を体得したと説くことを誡める戒。
- 9 与女人説法過限戒は、女人に説法するときは、五語・六語以内の短句に関わる説法に限る。これを越える長句に関する説法は、男僧の証明人がいるときに限るように誡める戒。
- 10 掘地戒は、自分の手で地面を掘ったり、人に掘らせることを誡める戒。
- 11 壞生種戒は、鬼神の村を壞すこと、つまり一切の草木樹木を伐採することを誡める戒。樹木には鬼神が住むから。
- 12 身口綺戒は、妄りに余語、すなわち関係のないことをいって、他を惑わすことを誡める戒。
- 13 嫌罵僧知事戒は、僧知事人に対する誹謗を誡める戒。
- 14 露処敷僧物戒は、飯食の供養を受けて、僧が坐具を露地に敷き、食事が終わって、坐具を処理せず放置することを誡める戒。
- 15 覆処僧物戒は、僧房のなかで臥具・繩牀・木牀・臥褥・坐具などを敷き、そして臥し、去るときは、それらを敷いたままにしておくことを誡める戒。
- 16 強敷坐戒は、宿泊場所のない村で、先の比丘が宿を取ったのを承知の上で、後の比丘が強引に割り込んで止宿することを誡める戒。
- 17 牽他出房戒は、先の比丘が僧房で止宿するのを、後の比丘がその止宿場所を奪おうとして、先の比丘に拒否され、後の比丘が先の比丘を引き摺り出すのを誡める戒。
- 18 坐脱脚牀戒は、比丘が繩牀に身を投げ出すと、薄い重閣の天井が破れ、繩牀の先が尖った脚が脱落して、身体を傷つけ、出血することを誡める戒。
- 19 用虫水戒は、水に虫がいるのを知り、それを泥や草に掛けたり、人に掛けたりさせることを誡める戒。

- 20 覆屋過三節戒は、大きな僧房を作り、屋根を草で二重三重に葺くが、三重を越えたり、瓦や板で覆うことを誡める戒。
- 21 輒教尼戒は、比丘尼を教誡説法するとき、戒律具足、多聞、二十歳過ぎなど十法を成就した僧を派遣するように誡める戒。
- 22 与尼説法至日暮戒は、比丘尼説法に派遣され、教授して日暮れに至ることを誡める戒。
- 23 譏教尼人戒は、飲食を得るために、比丘尼説法に派遣されたと言いふらし、誹謗することを誡める戒。
- 24 与非親尼衣戒は、親戚でない比丘尼に衣を与えることを誡める戒。
- 25 与非親尼作衣戒は、親戚でない比丘尼のために衣を作ることを誡める戒。
- 26 独与尼屏露坐戒は、他人の目のない屋内や屋外で、比丘尼と坐すことを誡める戒。
- 27 与尼期行戒は、比丘尼と同時に、同一の道を同道し、一村より一村に至ることを誡める戒。
- 28 与尼同船戒は、比丘尼と同じ船に乗り、ガンジス川の流れを上下することを誡める戒。
- 29 食尼嘆食戒は、比丘尼の毀譽褒貶のことばを承知の上で、食を得て食することを誡める戒。先に檀越の招待がある場合は除く。
- 30 与女人期同行戒は、世俗一般の婦女子と同時に、同一の道を同道し、一村より一村に至ることを誡める戒。
- 31 施一食処過受戒は、一食を施すところでは、無病の比丘は一食の供養を受けるに限る。これを越えて食を受けることを誡める戒。
- 32 展転食戒は、在家の信者の懇請を受けて、何度もこれに応じ、その食を受ける「展転食」を誡める戒。ただし、施与者に招待を受けて食事する請食でない食は、何度食べても展転食とはいわない。
- 33 別衆食戒は、在家の信者が、僧団を離れた一団の「別衆」を四人以上、特別に招いて供養する「別衆食」を誡める戒。
- 34 取婦買客食戒は、出産のため実家に帰っていた妻が、夫の迎えに応じ、帰宅の用意をしていた。比丘が来て食を乞うた。妻は用意していた食物をすべて比丘に施した。帰宅が遅れている間に、夫は別の妻を娶った。これが「婦食」である。隊商が一宿したとき、比丘があらわれ一商から食を得た。これを聞いた他の比丘がまた一商から食を得た。これを聞いたまた別の比丘が一商から食を得た。一商は途中の食料を購入しようとして、一人城内に入り、盗難に遭った。これが「買客食」である。施主に応じて受ける食は二・三鉢に止め、伽藍に帰って、他の比丘に分与するよう誡める戒。
- 35 足食戒は、飯、麩、乾飯、魚、肉を五種正食とし、十分に食する。在家の信者に招待されて食の供養を得、余った食は持ち帰って病人が食することを誡める戒。
- 36 勸足食戒は、他の比丘が食に満足し、あるいは在家の信者の招待で、食に満足し、余った食があるのに持ち帰って病人に食させる余食法をする気配がない。そこでわざわざこの比丘に食を与え、これを食せよという。これは他に戒を犯させることを誡める戒。
- 37 非時食戒は、正午以後の非時に、食を受けて食することを誡める戒。
- 38 食残食戒は、一夜を越した食を食することを誡める戒。

- 39 不受食戒は、他人から与えられない食や薬は、水と楊枝を除いて、口に入れることを誡める戒。
- 40 索美食戒は、大好きな乳や酪や魚や肉を、病気でもないのに、自分のために求めることを誡める戒。
- 41 与外道食戒は、外道の男女に、自分の手で食を与えることを誡める戒。
- 42 不嘱同利人聚戒は、在家の信者の招待を受けていたのに、他の家に立ち寄り、時食前の粥などの小食で時を過ごし、待っていた衆僧が十分食を得ることができないことを誡める戒。
- 43 食家強坐戒は、夫婦など男女間で、性の欲望を行なおうとするところを食家という。これを妨害して強いて立ち去らないのが食家強坐。食家で、食がおわっても、居座ることを誡める戒。
- 44 屏与女坐戒は、密かに食家で、姪女と相對して坐すことを誡める戒。
- 45 独与女人坐戒は、一人女人と露地に坐することを誡める戒。
- 46 驅他出聚戒は、自分と一緒に村に行けば、食を与えると、他の比丘を誘った。昼になつても食は得られなかった。お前は去れ。お前としても楽しくないという。自分は一人坐し、一人語ることが好きだと。自分の都合で、仲間を放り出すことを誡める戒。
- 47 過受四月葉請戒は、葉の供給は、一定の期間と葉の種類を限定し、それを過ぎて受け取ることを誡める戒。いつでも与える「常請」、伽藍にきて分与する「分請」、生涯施与する「尽形壽請」を除いて、四月葉請の過受を誡める戒。
- 48 観軍戒は、軍陣の見学を誡める戒。
- 49 有縁軍中過限戒は、必要があつて軍陣に行くときは、二宿か三宿を越えることを誡める戒。
- 50 観軍合戦戒は、二宿、三宿して軍陣にとどまり、軍陣の戦闘を見たり、遊軍の象・馬などを見たりすることを誡める戒。
- 51 飲酒戒は、酒を飲むことを誡める戒。
- 52 水中戯戒は、水中で戯れ合うことを誡める戒。
- 53 擊擣戒は、指で、腋の下を互にくすぐり合うことを誡める戒。
- 54 不受諫戒は、犯戒に対する諫めを受けないことを誡める戒。
- 55 怖比丘戒は、他の比丘を恐怖させることを誡める戒。
- 56 半月浴過戒は、無病の比丘の半月ごとの水中浴は、これを過ぎることを誡める戒。
- 57 露地燃火戒は、無病の比丘が、僧房の外の露地で火を焚いて暖を取ったり、人に焚かせたりすることを誡める戒。
- 58 藏他衣鉢戒は、隙を窺つて衣鉢・坐具・針筒を隠したり、人に隠させたりして、隠された人が狼狽するのを愚弄することを誡める戒。
- 59 真実浄不語取戒は、比丘や比丘尼や式叉摩那や沙弥や沙弥尼に衣を与え、後で、無断で、勝手にそれを取り上げて着ることを誡める戒。
- 60 新衣戒は、新衣は、青か、黒か、木蘭の壞色以外にはしないように誡める戒。
- 61 畜畜生命戒は、無闇に畜生の命を殺すことを誡める戒。
- 62 飲虫水戒は、水に虫が入っていることを知っていて、飲むことを誡める戒。
- 63 疑惱比丘戒は、生時や年歳や受戒や羯磨や犯六聚や犯聖法につ

- いて、故意に比丘を不安に陥おとしれることを誡める戒。
- 64 覆ふ他た羸れい罪ざい戒がいは、他の比丘の羸れい罪ざい、すなわち波羅夷ばらごか僧残そうざんかを犯したことを知り、それを隠すことを誡める戒。
- 65 与年よねん不ふ満まん戒がいは、二十歳にならないうのを承知の上で、大戒を与え、ることを誡める戒。
- 66 発はつ淨じやう戒がいは、終熄しゆうしきした争いいごとを、再燃さいねんさせることを誡める戒。
- 67 与賊期よとくき行ぎやう戒がいは、賊と知しつて伴行ばんぎやうし、同行どうぎやうを許ゆるして、村の境界に至いたることを誡める戒。
- 68 惡見いっけん違い諫かん戒がいは、仏所説ぶつしよせつの法ほふは、姪欲しやくを行いじても、障道しやうだうの法ほふに非ずだなどと主張しやうぢやうして憚いらない比丘を、他の比丘が諫かんめても自説じせつを捨すてない。三度諫かんめても捨すてないことを誡める戒。
- 69 隨拏ずいなる戒がいは、前の戒がいのように、呵諫かかんの三羯磨さんげまを行いなつても、惡見いっけんを止めない。僧団そうだんの共同生活きゆうどうせいかから追おい出し、後に懺悔ざんげすれば復歸ふくきが許ゆるされる戒。
- 70 隨擯ずいびん沙弥戒さみがいは、姪欲しやくのため、三度叱しられても止めないから、追放おほされた沙弥さみを誘いつて宿しゆくを提供ていきし、食事じしを与えることを誡める戒。
- 71 拒勸こ学がく戒がいは、他の比丘に諫かんめられて、この戒がいは守まもらない、別の比丘に教しゆえを乞こうからと、諫かんめを避さげることを誡める戒。
- 72 毀毘きび尼戒にがいは、四重しじゆうと十三僧残じゆうさんざん以外いがいの雜碎ざうさい戒がいを誘いつて誡める戒。
- 73 恐拳くこけん先言戒せんげんがいは、説戒せつがいで、犯とした罪つみとその罪障つみざうを知しり、清淨じやうじやう比丘の指摘しゆさを免まれようとして、いい逃にげれることを誡める戒。
- 74 同羯磨どうげま後ご悔げ戒がいは、親交しんかうが厚あい知事ちじ人にんに、教団きやうだんに寄進きしんされた僧物そうぶつを贈くつたから、あのように教団きやうだんの會議ぎぎで決定けつぎんされたと、僧団そうだんの決定事項けつぎんじきぐを、非難ひなんすることを誡める戒。
- 75 不ふ与よ欲よく戒がいは、僧団そうだんの會議ぎぎが終了しゆうりやうしていないのに、代理だいりも立てず、席せきを立たつことを誡める戒。与欲よよくは、代理だいりを依頼いらいすることをいう。
- 76 与欲よよく後ご悔げ戒がいは、僧団そうだんの會議ぎぎに代理だいりを立て、會議ぎぎ後ご不利ふりな會議ぎぎ内容りやうぶつを知しつて、代理だいりは立たてなかつたと言い募ぼることを誡める戒。
- 77 屏聽びんてい四諍しじやう戒がいは、比丘間びくうかんの争論しやうろんを聞き、互たがひいに反対はんたいの者に彼か此この言葉ことばを伝つえ、争いう必要ひつやうがないのに相争あひざうわせることを誡める戒。
- 78 瞋しん打た比丘戒びくうがいは、怒いりから、人ひとが止めよというのに、手て・石いし・杖じやうで打うつことを誡める戒。
- 79 搏はつ比丘戒びくうがいは、怒いりから、手てで比丘びくうを搏はつつ振ふりをすることを誡める戒。
- 80 無根むこん殘ざん謗ぼう戒がいは、怒いりから、見み・聞き・疑ぎの根拠こんこのないことを挙げ、僧殘そうざんの罪つみを犯としたと誹謗ひぼうすることを誡める戒。
- 81 突入しつにゅう王宮戒おうきゆうがいは、波斯匿王はしやくわうの宮中きゆうちゆうに、突然しつぜん入いることを誡める戒。
- 82 捉宝しやくぼう戒がいは、一切いっけつの宝物ぼうぶつ類るいに手てを触ふれることを誡める戒。
- 83 非時ひじ入にゅう聚落じゆらく戒がいは、正午しやうん以後いご翌朝じつあさの未明みめいの間まの非時ひじの入村にゅうそんを誡める戒。
- 84 過量くわりやう牀じやう足戒そくは、繩牀じゆうじやうや木牀もくじやうを作つくるとき、足あしの高たかさは唐尺たうせきの一尺いっせき三寸さんすん五分強ごふんきやうを超こえないよう誡める戒。
- 85 兜羅綿とらめん牀じやう褥じよく戒がいは、白楊樹はくやうじゆや楊柳やうりゆうや蒲台ぼだいの草木花綿そうぼくかめんで、しとね・敷具しきぐを作つくることを誡める戒。虫むしが付きやすく、柔軟じゆんぜん過ぎるから。
- 86 骨牙こつが角針筒戒かくしんきゆうがいは、工師こうしに、象ぞう・馬うま・竜りゆう・牛うし・羊やう・鹿しかなどの骨ほね・牙が・齒は・角かくで針筒しんきゆうを作つくらせることを誡める戒。この小物せうぶつは勞苦らうく多く、家業かごふを廢損はいそんすることがあるため。
- 87 過量くわりやう尼師壇戒にしだんがいは、半臥はんぶのときに敷く方形かうけいの布ふ・尼師壇にしだんは、縦唐尺じゆうたうせきの四尺しせき、横よこ三尺さんせきを超こえないよう誡める戒。

88 覆瘡衣過量戒は、悪性の腫物の膿血の流出を覆う覆瘡衣は、縦唐尺の八尺、横四尺を超えないよう誡める戒。

89 雨衣過量戒は、雨季の衣・雨浴衣を作るときは、縦唐尺の十二尺、横五尺を超えないよう誡める戒。

90 与仏等量作衣戒は、仏の衣と等しい衣、あるいは仏の衣以上の衣を作ることを誡める戒。

⑥ 四波羅提捨尼(向彼大徳とも)は、諸大徳に向かつて、過ちを悔い懺悔すれば滅するという軽罪である。

1 在俗家従非親尼取食戒は、病者は、村外や伽藍内で、親戚の比丘尼から食を受けたり、人を介した食を、自分の手で受け取ることは開、許される。だから、病気でない僧が村に入って、親戚以外の比丘尼から、自分の手で食を受け取って食すれば、大徳に悔過・懺悔しなければならないと定めた戒。

2 在俗偏心受食戒は、在家の信者の家で坐して食するとき、一比丘尼が、自分の親しい度合いにに応じて羹や飯を与えた。このような指示を、比丘が比丘尼に止めよと注意しないときは、大徳に悔過しなければならぬと定めた戒。

3 学家過受戒は、学家は、学すべきところと認定された家をいう。この戒は、この家は信心が厚くて比丘丘らに供養したために破産に瀕したので、比丘の教団は白二羯磨の決議によって、みだりに托鉢に行かないことと定めた。したがって、学家羯磨を知りながら、学家からの招待がなく、病気でもないのに食を手を受けて食べた場合、わたしは可呵法を犯し、してはならないことをした、と大徳に悔過しなければならぬと定めた戒。

なお白二羯磨は、何か事を行なおうとするときは、教団の僧衆

を集め、その事を提示し告げるのを「白」といい、その事の可否を諮って成立させることを羯磨という。一つの白と、一つの羯磨とからなるのを白二羯磨といい、白を第二のものとしている羯磨を、白を第二のものとしている羯磨、白二羯磨という。

4 有難蘭若受食戒は、村を去ること五百弓の、修行に適した阿蘭若処は、村から遠く離れている。賊に襲われる恐れがあるので、婦女子が来ることを止めなければならない。注意したのに供養にきたときは「開」、許すが、信者に注意せず、僧が伽藍にあつて無病で送食を受けたり、自分の手に受けることを咎める。このときは、わたしは可呵法を犯しました、と大徳に向かつて悔過しなければならぬと定めた戒。

⑦ 百衆学(応当学と訳す)は、身・口の所作の悪は、保ち難く犯し易い。比較的軽い罪であるが、常に念頭に置いて、実践しなければならない。厳密な戒律というよりは、行儀作法で、罰則は示されない。違反した者は突吉羅。故意に犯した場合は一人の前で、故意でなければ心中で懺悔する。

1 齋整著涅繫僧戒は、腰にまとう腰布・裙を、涅繫僧という。裙を帯に引つ掛けてへその下に下げたり、逆に高く持ち上げて裙の下端を膝までにしたり、裙の角の一方や両方を前に垂らすことを誡める戒。

2 齋整著三衣戒は、前出1の戒と同様に、三衣を着るときは、正しく整えて着るように誡める戒。

3 反抄衣戒は、衣を裏返して、白衣の舎、世俗の人の家に入ることを誡める戒。

4 反抄衣坐戒は、反抄衣して白衣の舎に入り、坐すことを誡める

- 戒。
- 5 衣纏類戒は、衣の両角を取って、左肩の上に着け、白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 6 衣纏坐戒は、衣纏類して、白衣の舎に入り坐すことを誡める戒。
 - 7 覆頭戒は、盜賊のように、樹葉や衣で頭を覆って、白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 8 覆頭坐戒は、覆頭して、白衣の舎に入り坐すことを誡める戒。
 - 9 跳行戒は、両脚で跳びながら、白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 10 跳行坐戒は、跳行して白衣の舎に入り、坐すことを誡める戒。
 - 11 蹲坐戒は、白衣の舎内を、膝をつけて坐すことを誡める戒。
 - 12 又腰戒は、腰に手を当て、肘を張って白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 13 又腰坐戒は、又腰して白衣の舎に入り坐すこと、および又腰して、隣の人の坐を妨げることが誡める戒。
 - 14 揺身戒は、身を左右に曲げて、早足で行くことを誡める戒。
 - 15 揺身坐戒は、揺身して白衣の舎に入り、坐すことを誡める戒。
 - 16 掉臂戒は、肘を振りながら白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 17 掉臂坐戒は、掉臂して白衣の舎に入り、坐すことを誡める戒。
 - 18 覆身戒は、身を露出して、白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 19 覆身坐戒は、身を露出して、白衣の舎に入り、坐すことを誡める戒。
 - 20 左右顧視戒は、周囲を窺って、白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 21 左右顧視坐戒は、周囲を窺って、白衣の舎に入り、坐すことを誡める戒。
 - 22 静黙戒は、大声で話したり、叫んだりして、白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 23 静黙坐戒は、大声で話したり、叫んだりして、白衣の舎に入り、坐すことを誡める戒。
 - 24 戲笑戒は、齒をむき出して笑いながら、白衣の舎に入ることを誡める戒。
 - 25 戲笑坐戒は、齒をむき出して笑いながら、白衣の舎に入り、坐すことを誡める戒。
 - 26 用意受食戒は、食を受けるとき、不用意に鉢を落とすことを誡める戒。
 - 27 平鉢受食戒は、食を受けるとき、鉢に適量を受け、溢れて外に落とすことを誡める戒。平鉢は、鉢に適量の食を受け、溢れ出させないことをいう。
 - 28 平鉢受羹戒は、野菜や肉を混ぜて煮た「あつもの」の羹は、平鉢で受けるように誡める戒。
 - 29 羹飯等食戒は、羹と飯は、同時に、交互に食するように誡める戒。
 - 30 い次食戒は、鉢のなかのあちらこちらに食を取って食すことを誡める戒。
 - 31 挑鉢中食戒は、鉢のなかで、周りの食はそのままに、中央を底まで開いて食すことを誡める戒。
 - 32 自索食戒は、病気の間は、自分の羹と飯は自分で求めず、他の病人のために求めない。他の求めた食を受けることは開、許されるところと定める戒。
 - 33 飯覆羹戒は、すでに得た羹を飯で覆い、さらに羹を求めることをいう。

- を誡める戒。
- 34 視比座戒は、隣の比丘の鉢中と自分の鉢中を比較して、多少をいい募ることを誡める戒。
- 35 繫鉢戒は、食すときは、自分の鉢中に心を集中するよう誡める戒。他の比丘の鉢中の食と比較したり、羹を隠して、二人でいい合うようなことを誡める。
- 36 大揣食戒は、口一杯に飲食物を押し込んで食すことを誡める戒。
- 37 張口待食戒は、羹や飯がまだ出ていないのに、口を大きく開けて待つことを誡める戒。
- 38 合飯語戒は、口に食を含んだまま話すことを誡める戒。
- 39 遙擲口中戒は、食を口に投げ入れることを誡める戒。
- 40 遺落食戒は、食を食い嚼むことを誡める戒。
- 41 頬食戒は、両方の頬を膨らませて食することを誡める戒。
- 42 嚼食作声戒は、飯を咀嚼するとき、声を出して食することを誡める戒。
- 43 喩飯食戒は、口を張って、大きく飯を吸い込むことを誡める戒。
- 44 舌舐食戒は、舌で食を舐めることを誡める戒。
- 45 振手食戒は、手を振って食することを誡める戒。
- 46 把散飯戒は、飯を手を取って投げ捨てることを誡める戒。
- 47 汗手捉器戒は、汚れた手で食器を取ることを誡める戒。
- 48 棄鉢戒は、食が終わって鉢を洗い、残滓が混じる水を白衣の舎内に捨てることを誡める戒。
- 49 生草上大小便戒は、草や野菜の上で、大小便をし、鼻汁や唾を吐くことを誡める戒。
- 50 水中大小便戒は、浄水のなかに大小便をし、鼻汁や唾を吐くことを誡める戒。
- 51 立大小便戒は、立って大小便することを誡める戒。
- 52 反抄衣説法戒は、衣を巻き上げたり、前から裏返して肩の上にかけて、説法することを誡める戒。
- 53 衣纏頸説法戒は、衣類を頸に捲いて、説法することを誡める戒。
- 54 覆頭説法戒は、頭を覆い隠して、説法することを誡める戒。
- 55 裏頭説法戒は、頭を包んで、説法することを誡める戒。
- 56 叉腰説法戒は、腰に手を当てて、肘を張って説法することを誡める戒。
- 57 著革屣説法戒は、サンダルのような革製の靴「屣」を履いて、説法することを誡める戒。
- 58 著木屣説法戒は、木製のサンダル「屣」を履いて、説法することを誡める戒。
- 59 騎乗説法戒は、馬に乗ったまま説法することを誡める戒。
- 60 仏塔宿戒は、仏塔で宿泊することを誡める戒。
- 61 蔵物塔中戒は、財物を塔のなかに隠すことを誡める戒。
- 62 著革屣入塔戒は、サンダルのような革製の靴「屣」を履いて、仏塔内に入ることを誡める戒。
- 63 捉革屣入塔戒は、サンダルのような革製の靴「屣」を手にとって、仏塔内に入ることを誡める戒。
- 64 著革屣繞塔戒は、サンダルのような革製の靴「屣」を履いて、仏塔の周りを繞ることを誡める戒。
- 65 著富羅入塔戒は、裝飾のある短靴「富羅」を履いて、仏塔内に入ることを誡める戒。
- 66 捉富羅入塔戒は、短靴・富羅を手にとって、仏塔内に入ることを誡める戒。

- を誡める戒。
- 67 塔下坐留食戒は、仏塔の下に坐して、食を終え、残食と乱れた草をそのままに、地を汚したままにしておくことを誡める戒。
- 68 塔下擔死屍戒は、死屍を荷なって、仏塔の下の道を行くことを誡める戒。
- 69 塔下埋屍戒は、仏塔の下に、死屍を埋葬することを誡める戒。
- 70 塔外燒屍戒は、仏塔の下で、死屍を焼くことを誡める戒。
- 71 向塔燒死屍戒は、仏塔に向かって、死屍を焼くことを誡める戒。
- 72 塔四辺燒屍戒は、仏塔の周りで、死屍を焼くことを誡める戒。
- 73 持衣牀塔下過戒は、死人の衣や牀を持って、仏塔の下を通り過ぎることを誡める戒。
- 74 塔下大小便戒は、仏塔の下で、大小便をすることを誡める戒。
- 75 向塔大小便戒は、仏塔に向かって、大小便することを誡める戒。
- 76 塔四辺大小便戒は、仏塔の周りで、大小便することを誡める戒。
- 77 持仏像至大小便処戒は、仏像を持って、大小便処に行くことを誡める戒。
- 78 塔下嚼楊枝戒は、仏塔の下での嚼楊枝を誡める戒。嚼楊枝は、楊樹の枝を取り、その一端を嚼み、その一端の砕けたもので、齒を磨くことをいう。
- 79 向塔嚼楊枝戒は、仏塔に向かっての嚼楊枝を誡める戒。
- 80 四辺嚼楊枝戒は、仏塔の周りで嚼楊枝を誡める戒。
- 81 塔下涕唾戒は、仏塔の真下で、涙を流したり、唾を吐いたりすることを誡める戒。
- 82 向塔涕唾戒は、仏塔に向かって、涕唾することを誡める戒。
- 83 塔四辺涕唾戒は、仏塔の周りで、涕唾することを誡める戒。
- 84 向塔舒脚坐戒は、仏塔に向かって、脚を伸ばして坐することを誡める戒。
- 85 安仏下房戒は、仏塔を安置して、下の僧房舎に住するように誡める戒。
- 86 人坐己立說法戒は、人は坐し、おのれは立つて說法することを誡める戒。
- 87 人臥己坐說法戒は、人が臥し、おのれが坐して、說法することを誡める戒。
- 88 人坐己在非坐說法戒は、人は坐し、おのれは坐にあらざ說法することを誡める戒。
- 89 人在高座說法戒は、人が高座にあり、おのれが下座にあつて說法することを誡める戒。
- 90 人在前行說法戒は、人が前を行き、おのれが後ろにあつて說法することを誡める戒。
- 91 人在高經行処說法戒は、人が高經行処にあり、おのれが下經行処にあつて說法することを誡める戒。
- 92 人在道說法戒は、人が道にあり、おのれが非道にあつて說法することを誡める戒。
- 93 携手道行戒は、何人かで手を携えて道を行き、人の通行を妨害することを誡める戒。
- 94 上樹戒は、樹に上つて、樹上から大小便をすることを誡める戒。
- 95 杖絡囊戒は、絡囊に鉢を盛り、杖頭に貫き、肩上につけていくことを誡める戒。
- 96 持杖人說法戒は、杖を手に持つて、人に說法することを誡める戒。

97 持剣人説法戒は、劍を手に持って、人に説法することを誡める戒。

98 持矛人説法戒は、矛を手に持って、人に説法することを誡める戒。

99 持刀人説法戒は、刀を手に持って、人に説法することを誡める戒。

100 持蓋人説法戒は、傘や衣笠を手に持って、人に説法することを誡める戒。

⑧ 七滅諍は、戒律・教団の規律、またこれらを説いた仏が定める箇条の「毘尼法」によって、紛争を解決する規定である。

1 現前毘尼は、罪を犯したとする人の現前で処置をし、その人の行為と意志とを十分調査せず、軽々に罪を断じることが禁じる。

2 憶念毘尼は、罪を犯したか否かを推問し、強いて罪の自白を求めず、罪を犯した人が信じ頼る人に、その真偽を質すに止める。

3 不癡毘尼は、病的な狂癡の人は、その行為は犯戒であつても、病気による発作は咎めない。病気が治まってから、罪の自覚がないことが明瞭であるときは、羯磨を行つて許す。

4 自言治毘尼は、罪の自白がないのに罪を罰するのは宜しくない。罪の自白を待つて、罪を治すことをいう。

5 覓罪相毘尼は、比丘の言い分が前後矛盾している場合、罪を挙げて犯したかどうか憶念させ、矛盾した言い分を言い募るときは罪を与える。

6 多人覓罪毘尼は、互いに相諍つて解決しないときは、事理を明かし、戒の有能な比丘を集め、投票による多数で決する。

7 如草覆地毘尼は、相諍うものが、互いにその非を悟つて諍いを

中止し、相謝してことを決することをいう。草が地に伏すが如しの譬喩。内容は、单提66と同一。

参考——比丘尼が受持すべき「三百四十八戒(五百戒とも)」について
比丘尼の戒律である「三百四十八戒」は、八波羅夷・十七僧残・三十捨墮・百七十八单提・八提捨尼・百衆学・七滅諍からなる。具足戒という。*印は、比丘と共通を示す。内容は比丘の二百五十戒を参照されたい。

① 八波羅夷は、波羅夷は棄と訳し、最極の重罪、尼僧中から捨てられる罪である。

1 *姪戒、2 *盜戒、3 *殺戒、4 *妄語戒

5 摩触戒は、執著して男子の腋以下膝以上に触れ、抱き、臥し、手で順摩逆摩し、キスし、樂しみを感じることを禁じる戒。

6 八事成重戒は、男子の手を取り、衣を取ることを許し、一緒に人目のない所に入り、立ち、語り、行き、身を寄せ合い、ともに姪事を行なうことができる所へ行く八事を禁じる戒。

7 覆比丘尼重罪戒は、同輩の比丘尼が波羅夷罪を犯したのを知りながら、それを隠すことを禁じる戒。

8 随順被拳比丘違尼僧三諫戒は、罪を犯した比丘が罪を与えられても、それに従つて懺悔しない。この比丘に、比丘尼が法に従う必要なしといひ、飲食・衣服・床臥具・医薬を供養するなど、自分の悪見、悪行を他の比丘尼に諫められても改めないことを禁じる戒。

② 十七僧残は、僧残は衆残と訳し、有残の罪。懺悔すれば、僅かに尼僧としての命を残すことができる重罪。その罪過も懺悔すれば除滅できる。

- 1 * 娼嫁戒、2 * 無根誇戒、3 * 仮根誇戒。
- 4 言人戒は、精舎内の貸借のトラブルを官に訴えるなど、訴訟することを禁じる戒。
- 5 度賊女戒は、世間周知、死罪相当の盗五錢あるいは過五錢の罪を犯した女に具足戒を与えることを禁じる戒。
- 6 界外解拳戒は、比丘尼は、比丘に心を高ぶらせ、戒律を犯すこととはないが、順従に懺悔せず、解罪羯磨が与えられていない。比丘が僧団に断りなしに僧団外で羯磨をし、比丘尼に解罪を与えることを禁じる戒。
- 7 四独戒は、比丘尼が、一人で川を渡り、一人で村に入り、一人で宿泊し、一人仲間と離れて後より行く、渡水、入村、独宿、離伴を禁じる戒。
- 8 受漏心男子食戒は、下心がある男子から、食などを受けることを禁じる戒。
- 9 勸受染心男衣食戒は、比丘尼自身に下心がなければ、衣食を乞い受けることを憚ることを禁じる戒。
- 10 破僧違諫戒は、僧団の和合、和合僧を分裂させようとする比丘尼を、同輩の比丘尼が三度諫めるが、その諫めに従わないで、僧団の分裂を図ることを禁じる戒。
- 11 助破僧違諫戒は、破和合僧を手助けし、破和合僧を諫める比丘尼を非難し、悪比丘尼を贊嘆するのを、善比丘尼が三度諫めるのに、なお改めないことを禁じる戒。
- 12 汚家擯誇違諫戒は、①在家の信念に背いて在家を汚し、②在家人から受けた施物を他の在家人に与え、③それらの悪行を他の修行者から作法にしたがって諫められたのに、その諫めを無理であるといつて受けつけず、誇ることを禁じる戒。
- 13 悪性拒僧違諫戒は、④性質が強情で、他の比丘尼の諫めを入れないこと、⑤いろいろな比丘尼が作法にしたがって諫めても、それを拒否して受け入れないこと、⑥大勢の比丘尼が三度勧告しても、その勧告を聞き入れないことを禁じる戒。
- 14 習近住違僧三諫戒は、親しい比丘尼が同じところに住み、二人で悪行をし、世間の評判が悪くなったとき、互いに罪を庇い合った。諫言する比丘尼に耳を貸さなかった。三諫羯磨を要する犯三法を禁じる戒。
- 15 謗僧勸習近住違僧三諫戒は、同上の例で、この比丘尼がかの比丘尼を諫める時、かの比丘尼が頑なであれば、この比丘尼は三諫する。三諫羯磨を要する犯三法を禁じる戒。
- 16 瞋心捨三宝違諫戒は、同上の例で、かの比丘尼が仏法僧を捨て、外道に走り、姪欲を断つという。この比丘尼が諫めてもかの比丘尼が頑なであれば、この比丘尼は三諫する。三諫羯磨を要する犯三法を禁じる戒。
- 17 発起四諍謗僧違諫戒は、あの僧には愛のため、怒りのため、恐怖のため、無知のため半端であったが、この比丘尼はかの比丘尼に、僧は不愛・不悲・不怖・不癡で、あなたは愛あり、悲あり、怖あり、癡ありであるという。この比丘尼が諫めてもかの比丘尼が頑なであれば、この比丘尼は三諫する。三諫羯磨を要する犯三法を禁じる戒。
- ③ 三十捨墮(尼薩耆波逸提)は、財物に関することが多い。財を捨て、罪を捨てるので「捨」といい、罪を懺悔しなければ、三惡道、八寒地獄、八熱地獄に墮おちるので「墮」という。

- 1 *長衣戒、2 *離衣宿戒、3 *月望衣戒、4 *従非親俗人乞衣戒、5 *過分取衣戒、6 *勸増衣師戒、7 *勸二家増衣師戒、8 *過分忽切索衣師戒、9 *畜錢宝戒、10 *買宝戒、11 *販完戒、12 *長鉢戒、13 *自乞纏使非親織戒、14 *勸織師増衣纏戒、15 *奪衣戒、16 *畜七日棄過限戒、17 *過前受急施衣過後畜戒、18 *廻僧物入己戒
- 19 五乞蘇油戒は、比丘尼は蘇を求め、信者は蘇を買って与えた。比丘尼は蘇は要らない、油が要るといった。信者は売蘇の家で、蘇と油を交換しようとしたが、売蘇の家は応じない。これを求め、さらにあれを求めると禁じる戒。
- 20 互用説戒堂直戒は、在俗の信者の寄進を得たが、それを他の用途に転用することを禁じる戒。
- 21 互用為比丘自求施戒は、施物を、施者の意図と違う用途に回して、施者の意図と違う他の物を作ることを禁じる戒。
- 22 互用別房直戒は、比丘尼が得た施物を、施者の意図、房舎作りと違つたこと、五衣作りに流用することを禁じる戒。
- 23 互用房舎直戒は、房舎建設の費用を乞ひ、多くの寄付が集まつた。房舎を建設すると煩わしいことが多いと、五衣を作つて分配することを禁じる戒。
- 24 長鉢戒は、余分の鉢・長鉢を得れば、必ず十日以内に説浄の法を行なわなければならないことを定めた戒。説浄は、衣・鉢・薬・金銀・穀米を得たとき、いったん他人に渡し、さらに還付されて自分の所有となること。
- 25 過畜十六枚戒は、大釜・釜蓋・大釜・杓・小釜・釜蓋・小釜・杓・水瓶・瓶蓋・瓮・杓の十六枚物を蓄え過ぎることを禁じる戒。
- 26 先許病衣後違戒は、月期水・月経で身衣や坐具を汚すことを

- 防ぐために、遮月水衣の着用を許し、なお汚す恐れがあれば、帯を緩め、更に汚す場合は、病衣を重ね、涅槃僧・裙か內衣を着用するよう誡める戒。
- 27 時撰非時施戒は、夏の一か月を除いた十一か月をいう非時に入って、時・処・諸縁で用いる時衣だといって受けることを禁じる戒。
 - 28 買衣已後強奪戒は、比丘尼同士で衣を交換し、後に怒りから、その衣を奪つたり、人に奪わせたり、返せ、返せということ禁じる戒。
 - 29 乞重衣戒は、毛織りの冬衣である重衣を求めるとき、四張量、つまり十六故銭を越えることを禁じる戒。
 - 30 輕衣戒は、絹織りのような夏衣の輕衣を求めるとき、両張半疊、つまり四十七故銭余を越えることを禁じる戒。
- ④ 百七十八單墮(波逸提)は、三人の僧の前で、懺悔することで許される軽罪である。
- 1 *小妄語戒、2 *罵戒、3 *両舌戒、4 *同女子男子宿戒、5 *共未受具人宿過限戒、6 *与未受具人同誦戒、7 *向非具人説麤罪戒、8 *実得道向未具者説戒、9 *与女人男子説法過限戒、10 *掘地戒、11 *壞生種戒、12 *身口綺戒、13 *嫌罵僧知事戒、14 *露処敷僧物戒、15 *覆処敷僧物戒、16 *強敷坐戒、17 *牽他出僧房戒、18 *坐脫脚牀戒、19 *用虫水戒、20 *覆屋過三節戒、21 *施一食処過受戒、22 *別衆食戒、23 *取婦婦買客食戒、24 *非時食戒、25 *食殘食戒、26 *不受食戒、27 *不囑同利人聚戒、28 *食家強坐戒、29 *屏処(女人) 男子坐戒、30 *独与(女人) 男子坐戒、31 *馭他出聚戒、32 *過受四月葉請戒、33 *觀軍戒、34 *有緣軍中過限戒、

- 35 * 観軍合戦戒、36 * 飲酒戒、37 * 水中戯戒、38 * 撃擡戒、39 * 不受諫戒、40 * 佈比丘 (比丘尼) 戒、41 * 半月浴過戒、42 * 露地燃火戒、43 * 威他衣鉢戒、44 * 真実浄不語取戒、45 * 著新衣戒、46 * 奪畜生命戒、47 * 飲虫水戒、48 * 疑惱比丘 (比丘尼) 戒、49 * 覆他罽罪戒、50 * 発諍戒、51 * 与賊期行戒、52 * 惡見違諫戒、53 * 隨拳比丘 (比丘尼) 戒、54 * 隨擯沙弥 (沙弥尼) 戒、55 * 拒勸学戒、56 * 毀毘尼戒、57 * 恐拳先言戒、58 * 同羯磨後悔戒、59 * 不与欲戒、60 * 与欲後悔戒、61 * 屏聽四諍戒、62 * 瞋打比丘 (比丘尼) 戒、63 * 搏比丘 (比丘尼) 戒、64 * 無根殘誇戒、65 * 突入王宮戒、66 * 捉宝戒、67 * 非時入聚落戒、68 * 過量牀足戒、69 * 兜羅綿牀蓐戒、70 食蒜戒は、蒜・にんにくを食べることを誡める戒。
- 71 剃三処毛戒は、両腋と陰部の三箇所の毛を剃ることを誡める戒。
- 72 洗淨過分戒は、水で洗淨するときには、両指一節を限りとする戒。
- 73 用胡膠作男形戒は、胡膠や飯や麩や蟬などで男根を作つて、女根のなかに入れることを誡める戒。
- 74 相拍戒は、作男根の代わりに、手掌や脚や女根と女根を、比丘尼共に相拍つことを誡める戒。
- 75 供給無病比丘水扇戒は、病気でもないのに、食時に水を持つてきて、扇で扇ぐことを誡める戒。
- 76 乞生穀等戒は、生穀の胡麻、米、大小豆、大小麦を乞うことを誡める戒。
- 77 好生草上大小便戒は、生草の上で大小便することを誡める戒。
- 78 不看牆外棄不浄戒は、夜、器のなかに大小便し、昼に牆外を見て、道路に向かつて捨てることを誡める戒。牆は、垣根や塀をいう。
- 79 観看伎楽戒は、身振りを伴つた筋書きのある舞曲の伎楽を見に行くことを誡める戒。
- 80 共男子入屏処共語戒は、村内に入り、男子と物陰に入り、共に立ち共に語ることを誡める戒。
- 81 共男子入屏障処戒は、男子とともに、樹や塀や竹垣や衣その他、屏障処に入ることを誡める戒。
- 82 遣伴速去与男子屏処耳語戒は、村内の道に入つて、連れを行事で行かせ、物陰で男子とひそひそと立ち話することを誡める戒。
- 83 入白衣家已不辭主人去戒は、在俗の信者の家に入つて坐し、しばらくして主人に断らずそこを去ることを誡める戒。
- 84 輒坐他牀戒は、在俗の信者の家に入つて坐し、主人に断らずに勝手に寝台に坐すことを誡める戒。
- 85 白衣家輒宿戒は、在俗の信者の家に入り、主人に断らずに、勝手に自分で草や樹葉や臥氈などの坐具を敷いて、止宿すること誡める戒。
- 86 共男子入闇室戒は、男子と共に、灯火も、窓も、光も届かない暗室のなかに入ることを誡める戒。
- 87 不審諦受師語戒は、不審諦、つまりことばを明瞭に了解せず、誤解したまま他人に伝えることを誡める戒。
- 88 瞋心咒咀戒は、些細なことに腹を立て、呪いを掛けることを誡める戒。
- 89 因事瞋心推胸啼哭戒は、他と争つて、胸を叩いて大声で泣き叫ぶことを誡める戒。
- 90 無衣同牀臥戒は、病気でないのに、二人の比丘が一つの寝台で寝ることを誡める戒。

- 91 同被褥戒は、二人の比丘尼が、同じ布団で寝ることを誡める戒。
- 92 語業惱他戒は、前からそこにいる者が「先住」、後からそこに来た者が「後至」。先住が後至を妨害し、後至が先住を妨害しようとして、誦經・問義・教授することを誡める戒。
- 93 不看同活尼病戒は、共同生活をしている比丘尼が病気になったとき、看病しないことを誡める戒。
- 94 安居中牽他出房戒は、安居中、初め、比丘尼に床を敷いたままでいることを許し、後で怒って追い出すことを誡める戒。
- 95 無事遊行戒は、春・夏・冬の三時は、村々を遊行することを誡める戒。
- 96 受請安居竟不去戒は、夏安居が終わっても、立ち去らないことを誡める戒。
- 97 辺境怖処遊行戒は、城から遠く離れ、盜賊が出る恐れがあるところは、遊行を誡める戒。
- 98 境内恐怖処遊行戒は、城壁に囲まれた都市で、盜賊が出る恐れがあるところは、遊行を誡める戒。
- 99 習近居士子違僧三諫戒は、在俗の信者やその子と親しくし、一緒に住む。出家者に相応しくないから、別に住み、出家者に相応しい修行をせよといっても聞き入れない。三度の諫めを説く戒。
- 100 觀王宮浴池戒は、王宮の文飾画堂・園林・浴池を見ることを誡める戒。
- 101 渠河中露身浴戒は、水浴は、岸辺の陰、樹の陰や衣で隠すべきである。丸裸で、河や泉や掘り割りや池に入って水浴することを誡める戒。
- 102 過量浴衣戒は、浴衣を長さ一丈二尺、広さ九尺までで、適量に止めるように誡める戒。
- 103 時中縫僧伽梨過五日戒は、大衣の僧伽梨を縫うとき、父母・兄弟姉妹・六親・国王大臣・盜賊・惡獸の六難が起きたときを除いて、五日以上延ばすことを誡める戒。
- 104 過五日不見僧伽梨戒は、五日以上、僧伽梨を放置することを誡める戒。
- 105 僧衣作留難戒は、在俗の信者が、多くの比丘尼に食衣を布施しようとしたが、昵懇の比丘尼にそれを止められた。信者は、布施できないことを悔いた。人の善事を止め、余計なことをすることに誡める戒。
- 106 輒著他衣戒は、持ち主に断りなしに、人の衣を着ることを誡める戒。
- 107 与白衣外道衣戒は、出家者の衣を持ち出して、外道や在家に施与することを誡める戒。
- 108 衆僧如法分衣遮令不分戒は、比丘尼たちに決り通り衣を分配しようとした。ある比丘尼の弟子が不在で、衣を得ることができないことを恐れて、衣の分配を中止させることを誡める戒。
- 109 遮僧不得出功德戒は、功德衣である迦絺那衣をもっている間は、畜長衣・離衣宿・別衆食・展転食・食前食後不囑入聚衆の五時の特権がある。多くの僧に迦絺那衣を出すことを押し止め、五時の特権を長く保とうとすることを誡める戒。迦絺那衣は、功德衣。安居の三か月間精勵した比丘・比丘尼に賞与として与えられる衣。安居終了後から五か月間、十二月十五日まで保持し、十六日には捨てなければならない衣。
- 110 遮僧欲出功德戒は、十二月十六日になっても、迦絺那衣を出さ

- ず、五事の特権を保持し許しておくことを誡める戒。
- 111 不与他滅諍戒は、争いごとの調停を依頼され、それを引き受けたいにもかかわらず、長い間放置しておくことを誡める戒。
- 112 与外道白衣食戒は、在俗に戻った者と外道に入った者ともに、自分の手で食を与えることを誡める戒。
- 113 与白衣作使戒は、在俗の信者のために、家事の一切をし、在家人の指示で動くことを誡める戒。
- 114 自紡績戒は、自分の手で繅、つまり糸を紡ぐことを誡める戒。
- 115 著俗人衣輒坐臥他牀戒は、在俗の信者の家に入り、夫人の璆路や衣服を身につけ、勝手に主人の寝台に臥すことを誡める戒。
- 116 経宿不辞主人輒去戒は、在俗の信者の家へ行って、主人の許可を得て止宿し、翌朝主人に挨拶せずに立ち去ることを誡める戒。
- 117 自誦呪術戒は、世間の呪術を誦したり、習ったりすることを誡める戒。
- 118 教人誦呪術戒は、人に教えて呪術を誦させることを誡める戒。
- 119 度妊身婦女戒は、女が妊娠したのを知っていて、具足戒を授け、剃頭、著衣を与え、衆を集めるなどすることを誡める戒。
- 120 度乳児婦女戒は、婦女に乳児があるのを知っていて、具足戒を授けることを誡める戒。
- 121 度減年童女戒は、十八歳の童女に、二年間学戒を聴聞させ、二十歳になつて具足戒を受けさせるが、二十歳に満たない者に具足戒を与えることを誡める戒。
- 122 不与二歳学戒羯磨戒は、十八歳の童女に二年の学戒を与えず、二十歳で具足戒を授与することを誡める戒。
- 123 不説六法名字戒は、十八歳の童女に二年の学戒を与えたが、六法を与えず、二十歳で具足戒を授与することを誡める戒。六法は、姪を犯し、五錢以上を盗み、人の命を絶ち、自ら悟つたと妄語し、非時食し、飲酒することをいう。
- 124 度諸遮童女戒は、十八歳の童女に、二年間学戒を与え、六法を与えたが、二十歳になつて、多くの僧が許さないのに、具足戒を授与することを誡める戒。
- 125 度少年曾嫁婦女戒は、曾嫁の婦女は、一度結婚した女子をいう。既婚女は、十歳で二年間の学戒、十二歳で具足戒を受けることができるのが特例。既婚女でも十二歳以下で具足戒を受けることを誡める戒。
- 126 度曾嫁百遮婦女戒は、年少で、十遮などの種々の欠点がある百遮の曾嫁の婦女を度し、二年間の学戒を与え、二十歳になつて、僧に無断で具足戒を授与することを誡める戒。
- 127 度姪女戒は、姪女であることを知りつつ、具足戒を授与することを誡める戒。
- 128 不以二法撰受弟子戒は、多くの弟子を得度させているが、二年間の学戒で、法撰取、つまり教えて戒を増し心を増し慧を増し、学問誦経させること、および衣食撰取、つまり衣食・床臥具・医薬を整え、供給することに責任を取ることを誡める戒。
- 129 不二歳随和上戒は、具足戒を受けて後、和上に従うこと二年に満たず、著衣不斉整、乞食不如法、不淨食、不淨鉢食を受け、小食・大食・上大声を発するなどがある。二年和上に従うよう誡める戒。
- 130 不乞畜聚度人戒は、和上が許さないのに、人に具足戒を授けることを誡める戒。
- 131 未滿十二夏度人戒は、自ら具足戒を受けて後、十二夏を過ぎて

- 始めて、他に授具が許される。十二夏を経ないで、他に具足戒を授けることを誡める戒。
- 132 無徳度人戒は、十二夏を経た比丘尼でも、衆僧の許可がなければ、具足戒を授けることができないと定める戒。
- 133 不聴度人誹僧戒は、衆僧に聴許を得ようとしても、衆僧がその人に徳がないのを認めて、聴許しなかった。その人は、これを恨んで、衆僧に依怙えこひ鬚眉ひげの心があり、裁断が公平でないといいふらすのを誡める戒。
- 134 父母夫主不聴輒度人戒は、父母や主人が許さないのに、具足戒を授与することを誡める戒。
- 135 度与童相敬愛熹き瞋戒は、童男と恋愛する女人を出家させたので、女人は悲嘆きんに暮れ、怒り恨み、他の比丘尼と争いが絶えない。そのような女人を出家させることを誡める戒。
- 136 不与学戒は、まだ具足戒を受けていない、十八歳から二十歳の式叉摩那しきまなに、こうすれば具足戒を与えようといって、欺いて長く供養させた。ことはを弄し、供養を食らうとして、具足戒を授ける手段を取らないことを誡める戒。
- 137 取他衣不為授具戒は、衣を持って来れば、お前のために具足戒を授けようというが、ことはを弄して、具足戒を授与しないことを誡める戒。
- 138 多度弟子戒は、一年にもならないのに、また弟子に具足戒を授け、一年の内に二人三人、あるいは十人も、数に限定なく弟子とすることを禁じる戒。一年に一人以上得度させてはならないことをいう。
- 139 作本法竟経宿往大僧中受具足戒は、尼僧衆中で羯磨授戒会を終え、さらに比丘僧中で羯磨を行なうことになっている。尼僧衆中の羯磨を終え、一宿を経て、翌日比丘僧中で羯磨を行なうことを禁じる戒。
- 140 教授日不往聴戒戒は、病気でもないのに、教誡のときにも、羯磨のときにも、いつも出かけて聴聞しないことを誡める戒。
- 141 不半月請教授戒は、半月毎に僧中より教誡の人を求め、尼僧衆中に招いて教誡を受けるよう誡める戒。
- 142 不詣大僧自恣戒は、夏安居を終え、大僧中に行き、尼僧を代表して見・聞・疑の三事について、犯した罪を告白し、懺悔して許しを乞うよう誡める戒。比丘は十四日に、比丘尼は十五日に自恣する。
- 143 不依大僧安居戒は、教授の日に教授が受けられないから、比丘のいないところで夏安居することを誡める戒。
- 144 突入大僧寺戒は、比丘僧が伽藍に知っているれば、声をかけて入るように誡める戒。
- 145 罵比丘戒は、比丘を罵ることを誡める戒。
- 146 罵尼衆戒は、争いを好み、争いごとをよく記憶し、いつも怒り恨んで心が晴れない四人以上の比丘尼衆がいる。それを罵ることを誡める戒。
- 147 不白衆僧使男子破癰戒は、比丘尼の身体に癰や瘡ができた。このことを余人にはいわず、男子に癰や瘡を潰し、包帯させることを誡める戒。
- 148 背請戒は、展転食戒と足食戒とを合わせた戒。在家の信者の招待を受けているのに、それに先だつて節会などで飯、麩しちやう、乾飯かんぱん、魚、肉の五種正食しやうじきを十分に食する。その後、招待先に向

- いて食の供養を得、飯、麩、乾飯、魚、肉を食べることを誡める戒。
- 149 家慳生嫉妬戒は、信者を取り合つて、嫉妬心を起こすことを誡める戒。
- 150 以香塗身戒は、香を身に塗り込むことを誡める戒。
- 151 胡麻油塗身戒は、胡麻油を身に塗り込むことを誡める戒。
- 152 使比丘尼塗身戒は、比丘尼に、胡麻油を身に塗り込ませることを誡める戒。
- 153 使式叉摩那塗身戒は、式叉摩那に、胡麻油を身に塗り込ませることを誡める戒。
- 154 使沙弥尼塗身戒は、沙弥尼に、胡麻油を身に塗り込ませることを誡める戒。
- 155 使白衣女塗身戒は、在家の婦女に、胡麻油を身に塗り込ませることを誡める戒。
- 156 著竹髀衣戒は、腰のあたりに着ける竹髀衣を身に着けることを誡める戒。
- 157 畜婦女嚴身具戒は、婦女の莊嚴身具、手脚の釧、猥处莊嚴具、樹皮製の鬘を蓄えることを誡める戒。
- 158 著革屣擎蓋戒は、革の草履を履き、きぬがさを掲げていくことを誡める戒。雨天には衣上を覆う樹皮葉竹の雨覆いを許し、泥濘の道に行くには、木製の靴・屣を履き、樹皮を下に着、糸や紐の縷繩で束ねる。
- 159 乘乗戒は、病気でないのに、象乗・馬乗・車乗・歩乗に乗つて行くことを誡める戒。歩乗は屣・下駄をいう。
- 160 不著僧祇支戒は、胸や腋を覆う小衣である、僧祇支を着けずに村に入ることを誡める戒。
- 161 夜入白衣家不白主人戒は、招待を受けていないのに、夜、在俗の信者の家に出かけ、座に着き、その後、主人に断らずに門を開いて出て行くことを誡める戒。
- 162 向暮開僧伽藍門戒は、日暮れになって、他の比丘尼に依頼せず、僧伽藍の門を開いて外出することを誡める戒。
- 163 日没開僧伽藍門戒は、日没後に、他の比丘尼に依頼せずに、僧伽藍の門を開いて外出することを誡める戒。
- 164 不安居戒は、前安居せず、後安居しないことを誡める戒。
- 165 度大小便常漏人戒は、常漏大小便、涕唾常出者であることを知つていて、具足戒を授与することを誡める戒。
- 166 度二形人戒は、男女両性を身に具えた二形人であることを知つていて、具足戒を授与することを誡める戒。
- 167 度二道合人戒は、大小便の二道が合して一道となった、二道合人であることを知つていて、具足戒を授与することを誡める戒。
- 168 度負債病人戒は、一銭の十六分の一の最少の負債がある人にも、常に頭痛のような最も軽い病気がある人にも、具足戒を授与することを誡める戒。
- 169 誦呪為活命戒は、世俗の呪術を学び、それで生活することを誡める戒。
- 170 以世俗伎術教授白衣戒は、日月や神廟舎に向かつて大小便してはいけない、糞掃衣や器物の汚水を捨ててはいけない、脚を延ばしてはいけない、房舎を建てたり、耕作や種蒔きなどは日月神廟に向かつてせよ、今日は○○の星宿の日で、日がよい、屋舎を建てよ、種を蒔け、子供の剃髪をせよ、髪を長くせよ、鬚を短くせよ、

よ、財物を取れ、旅行によしなど、吉凶禍福を在俗の信者に教えることを誡める戒。

171 被擯不去戒は、共同生活を追い出されて、出て行かないことを禁じる戒。

172 輒問大僧義戒は、元來比丘尼は、比丘に教えを受けるのが法である。比丘に義を尋ねたいときは、許しを求めてから尋ねるよう誡める戒。

173 身業惱戒は、第92の語業、惱他戒と対。前からそこにいる者が「先住」、後からそこに来た者が「後至」。先住が後至を妨害し、後至が先住を妨害しようとして、前を経行したり、立ち止まったり、臥したりすることを誡める戒。

174 在僧寺造塔戒は、比丘がいる僧伽藍内に、比丘尼の墓塔を建てることを禁じる戒。

175 百歲尼不札新受戒は、百歳の比丘尼でも、新受戒の比丘を見たから、立ち上がって迎送し、恭敬礼拝し、問訊し、座を譲るように誡める戒。

176 揺身趨行戒は、自分の都合から、身体を振り動かして左右を見回すことを誡める戒。

177 作婦女莊嚴具香塗身戒は、比丘尼が婦女を美しく飾り、髪を梳き、香を身に塗り込むことを誡める戒。

178 使外道女塗摩身戒は、外道の女に、香を身に塗り込ませることを誡める戒。

⑤ 八波羅提提捨尼(向彼大徳とも)は、一人の比丘に、過ちを悔い懺悔すれば許される軽罪である。

1 乞蘇戒は、病気でもないのに、牛酪から精製した食用、あるいは

は身体に塗るバターやチーズを乞うことを誡める戒。

2 乞油戒は、胡麻油を乞うことを誡める戒。

3 乞蜜戒は、蜂蜜を乞うことを誡める戒。

4 乞黒石蜜戒は、黒い氷砂糖を乞うことを誡める戒。

5 乞乳戒は、ちちを乞うことを誡める戒。

6 乞酪戒は、ヨーグルトを乞うことを誡める戒。

7 乞魚戒は、魚を乞うことを誡める戒。

8 乞肉戒は、鳥や獣の肉を乞うことを誡める戒。

⑥ 百衆学(应当学と訳す)は、身・口の所作の悪は、保ち難く犯し易い。比較的軽い罪であるが、常に念頭に置いて、実践しなければならぬ。厳密な戒律というよりは、行儀作法で、罰則は示されない。違反したものは突吉羅。故意に犯した場合は一人の前で、故意でなければ心中で懺悔する。

1 * 齋整著涅繫僧戒、2 * 齋整著三衣戒、3 * 反抄衣戒、4 * 反抄衣坐戒、5 * 衣纏頸戒、6 * 衣纏坐戒、7 * 覆頭戒、8 * 覆頭坐戒、9 * 跳行戒、10 * 跳行坐戒、11 * 蹲坐戒、12 * 叉腰戒、13

* 叉腰坐戒、14 * 揺身戒、15 * 揺身坐戒、16 * 掉臂戒、17 * 掉臂坐戒、18 * 覆身戒、19 * 覆身坐戒、20 * 左右顧視戒、21 * 左右顧視坐戒、22 * 静黙戒、23 * 静黙坐戒、24 * 戲笑戒、25 * 戲笑坐戒、

26 * 用意受食戒、27 * 平鉢受食戒、28 * 平鉢受食戒、29 * 羹飯等食戒、30 * 以次食戒、31 * 挑鉢中食戒、32 * 自索食戒、33 * 飯覆羹戒、34 * 視比座戒、35 * 繫鉢戒、36 * 大揣食戒、37 * 張口待食戒、38 * 含飯語戒、39 * 遙擲口中戒、40 * 遺落食戒、41 * 類食戒、42 * 嚼食作声戒、43 * 嚼飯食戒、44 * 舌舐食戒、45 * 振手食戒、

46 * 把散飯戒、47 * 汗手捉器戒、48 * 棄鉢戒、49 * 生草上大小便秘、

50 * 水中大小便戒、51 * 立大小便戒、52 * 反抄衣說法戒、53 * 衣纏頸說法戒、54 * 覆頭說法戒、55 * 裏頭說法戒、56 * 叉腰說法戒、57 * 著革屣說法戒、58 * 著木屣說法戒、59 * 騎乘說法戒、60 * 仏塔宿戒、61 * 藏物塔中戒、62 * 著革屣入塔戒、63 * 捉革屣入塔戒、64 * 著革屣繞塔戒、65 * 著富羅入塔戒、66 * 捉富羅入塔戒、67 * 塔下坐留食戒、68 * 塔下擔死屍戒、69 * 塔下埋屍戒、70 * 塔外燒屍戒、71 * 向塔燒死屍戒、72 * 塔四辺燒屍戒、73 * 持衣牀塔下過戒、74 * 塔下大小便戒、75 * 向塔大小便戒、76 * 塔四辺大小便戒、77 * 持仏像至大小便戒、78 * 塔下嚙楊枝戒、79 * 向塔嚙楊枝戒、80 * 四辺嚙楊枝戒、81 * 塔下涕唾戒、82 * 向塔涕唾戒、83 * 塔四辺涕唾戒、84 * 向塔舒脚坐戒、85 * 安仏下房戒、86 * 人坐己立說法戒、87 * 人臥己坐說法戒、88 * 人坐己在非坐說法戒、89 * 人在高座說法戒、90 * 人在前行說法戒、91 * 人在高經行処說法戒、92 * 人在道說法戒、93 * 携手道行戒、94 * 上樹戒、95 * 杖絡囊戒、96 * 持杖人說法戒、97 * 持劍人說法戒、98 * 持矛人說法戒、99 * 持刀人說法戒、100 * 持蓋人說法戒。

⑦ 七滅諍は、戒律・教団の規律、またこれらを説いた仏が定める簡条の「毘尼法」によって、紛争を解決する規定である。

1 * 現前毘尼、2 * 憶念毘尼、3 * 不癡毘尼、4 * 自言治毘尼、5 * 覓罪相毘尼、6 * 多人覓罪毘尼、7 * 如草覆地毘尼

内容は、単墮66と同一。

(45) 一時・一説・一念のなかに、備に不定あり「一時」は、一般的にある時、かつての意をいう。經典の冒頭に「如是我聞一時仏…」と、その經典が説かれた時を示すのに、具体的な時を示さず、一般的にぼかしている語句である。

ここでは、修行者の立場から見れば「一時」は、仏積尊の一代の説法を暗示する。一代の説法は、時間的に順序立てて五時といい、五味に例えられる。したがって一時は、五時・五味の二々の時・味をいい、二々の部教をいい、二々の会座をいう。なお、部教の「部」は、積尊の教えを時間的に順序立てたものをいい、「教」は、教義の浅深を區別したものをいう。

ここでは、「仏の一時」と受け取って、仏積尊の一代の説法、すなわち八万四千の法門と取る。

「二説」は、修行者の立場から見れば、一時・一味の一言一句、一時・一味の部教の一言一句、一時・一味の会座の説法の一言一句をいう。

ここでは、「仏の一説」と受け取って、真実を追究しようとする発心し、仏を求めて出家した修行者を、教化教導し救済しようとする、仏積尊の説法と取る。ここでいう一言一句は、ただの片言隻句ではない。「法華経」随喜功德品でいう五十展転の随喜という功德力を具える一偈に他ならない。

「一念」は、一般的に、「一刹那頃」「一彈指頃」をいう。極めて短い時間、六十刹那、あるいは九十刹那、あるいは一刹那、一瞬をいう。また、現在の「一瞬の心」をいう。「刹那」は、勇者の「一彈指」の中に六十五刹那を計算する。だから一彈指の六十五分の一が一刹那となる。一刹那は七十五分の一秒に相当するという。『沙石集』十末(三)は、二十念で一瞬となり、二十瞬で一彈指となるという。

ここでは、「仏の一念」と受け取って、一瞬一瞬の仏の一念の連続で正しい教えが連続し、その教えで出家の修行者に宇宙の真実を明かし、仏道に導こうとする仏意と取る。

つまり一時と一説と一念とは相即相入し、仏の一時、仏の一説、仏

の一念と、聖なる仏の側から見た一時・一説・一念と理解し、三に通底するのは、修行者を教化教導し、救済しようとする仏意に基づいた「仏の一言説法」と取る。

「備そなに」は、のこらず、みな、こまかくをいう。

「不定」は、不定教をいう。

(46) 旧義に専ら一部を判ずるに、同じからずⅡ「旧義」は、教説に重点を置いた智顛以前の南北朝時代の教相判釈をいう。智顛以前の教相判釈で、頓・漸の二教とともに不定教を設けることは、かなり多くの学者が承認していたという。

「く」は、「くにおいて」の意である。

「一部」は、それぞれの師の教相判釈が立脚点とした八万四千の經典の一部をいう。

「判ずる」は、判教、教判、教相判釈をいう。教えが説かれた形式・方法・順序・説かれた意味内容によって、教説を分類して体系付け、仏の真の意図を明らかにすることをいう。

「旧義に専ら一部を判ずる」は、『法華玄義』巻第十上(『大正藏』三三・八〇一)が示すように、「南三北七」と呼ばれる智顛以前の南北朝時代の教相判釈では、頓・漸の二教とともに不定教を設けることは、虎丘山の笈師、宗愛法師と呼ばれる大昌寺僧宗と白馬寺曇愛を始め、かなり多くの学者が承認していた。三種の教判のなかの不定教は、涅槃に至らず常住を説く『金光明經』や、法華に至らず一仏乗を説く『勝鬘經』や、如来藏思想と阿頼耶識説の融合を図り、仏の法・報・応の三身説、一闡提成仏などを説く『楞伽經』のように、頓・漸の二教のどちらとも限定し難い特定の經典を規定する概念であったことをいう。

天台教学の教判では、不定教は、特定の經典を意図しない。不定教は、仏釈尊の一言の説法が必然的に帰結する説法の一つの形式をいう。つまり不定教には、仏の一言の説法を聴聞しても、聴聞する人が機根の違いによって種々に理解し、機根の違いに応じてそれぞれ違った利益を得、仏の説法の不可思議力がある。だから説法を聴聞する側では、「同聴異聞」と「得益不同」が特徴となる。

智顛がいう不定教は、特定の經典を指さないから、華嚴・鹿苑・方便・般若・法華涅槃の五時のどの一時にも関わり、藏・通・別・円の四教のどの一教にも関わりをもつ。だから声聞衆や縁覚衆が、五時の一々の会座で説かれる頓・漸の説法の時その場の得悟が、機根が頓種であるか漸種であるかによって種々区々であることに特色がある。

(47) 味のなか、ことごとくかくのごとしⅡ「味のなか」の「味」は、五味をいう。

一般に「五味」は、酸味・苦味・甘味・辛味・鹹かん味(塩味)をいう。ここでは「五味」は、乳がもつ五種の味をいう。乳は、時が経つと変化して味が深まる。『大般涅槃經』では、乳を精製するときに経過する乳味・酪味・生蘇味・熟蘇味・醍醐味をいう。

天台教学では、五味を五時に配当して、「約教相生」は、五時教が次第に生じ、「約機濃淡」は、機根が次第に熟すのに例える。五味は五時をいう。

したがって「味のなか」は、乳味・酪味・生蘇味・熟蘇味・醍醐味のなかをいう。つまり、第一華嚴時・第二鹿苑時・第三方便時・第四般若時・第五法華涅槃時のなかの意をいう。

「かくのごとし」は、化儀が違ふことをいう。

化儀は、化物けぶつの儀式の意で、衆生を教化する仕方をいう。つまり、

説法で仏が大乗の真実を示すこともあれば、浅近の教えから次第に高みに誘導することもある。聴聞衆は、一音の説法を聴聞して同じように受け取ることもあり、違つて受け取ることもある。あるいは、違つた悟りを得ながら、互いに悟りが違うことを知っていることもあり、知らないこともある。

このように説法の仕方に種々の違いがあり、また一音の説法を聴聞する聴聞衆それぞれの機根の違いから、受け取り方が違い、得益が違うことがあることもあり、同聴同聞・同聴異聞、得益同一・得益不同を互いに承知していることも、承知していないこともある。

天台では、この化儀に、頓・漸・秘密・不定の四教の立ち位置を設ける。「味のなか、ことごとくかくのごとし」の一句は、「置毒殺人」、すなわち、「乳中殺人」「酪中殺人」「生蘇中殺人」「熟蘇中殺人」「醍醐中殺人」の置毒殺人をいい、「(上根) 味味得入」をいう。

すなわち、『法華経』に至り着いて、『法華経』の説法を聴聞しなくても、法華以前の説法によって仏法をみ、一分の無明の惑を断じ、一品の中道を悟り、その後、増進してやがて大涅槃を悟ることがある。すなわち、仏積尊の説法の内容そのままではなく、説法に含まれている仏意を感得して、大涅槃を悟るのである。

すなわち、第五法華の醍醐味に先立つ前四味は、醍醐味のように純一無雜の一味ではなく、味味が入り交じり、兼・但・対・帯であり、兼・但・対・帯の前四時の頓・漸の説法の折々に、円頓一仏乘・諸法実相を悟るのである。

「味味」は、前四教のなか、つまり華嚴の一味、阿含の一味、方等の一味、般若の味のなかで、中道の理を悟り、円実すなわち円頓一仏乘・諸法実相の理を悟って仏の境地に入ることをいう。

前四時に続く醍醐味のなかには、『法華経』方便品・譬喩品の「法説周」で舍利弗が、譬喩品・信解品・菓草喩品・授記品の「譬説周」で迦葉・須菩提、迦旃延、目連が、化城喩品・五百弟子受記品・授学無学人記品の「因縁説周」で富楼那、阿若憍陳如を始め五百の阿羅漢と七百人が、そして続いて阿難、羅睺羅以下二千人がそれぞれ円教の初住に入り、八相の記を受け、一分の無明の惑を断じ、一品の中道を証る。

授記以後は、ますます無明の惑を断じ、ますます中道を観て増進していく。醍醐味は、純一無雜の一味であるが、根性に応じて授記の機会が設定され、不定の一面が残る。

このような「上根味々得入」による不定は、すべて「毒発不定」によるもので、法華の開会を待つことなく、五味のいずれかにおいて円実、すなわち円頓一仏乘・諸法実相を感得するが、すべては先世円聞の宿習が開発されることによる功德である。

上根達識の人、すなわち見思の惑を断ち、永久に見思の惑が起らない境地に至り、界内と界外の塵沙の惑を断ち、永久に塵沙の惑が起らない境地に至り、そして界外の無明の惑を伏し、一時的に無明の惑が起らないように抑えるまでの境地に至っている人は、五味のなかのどの一味においても、顕説あるいは密説の円教の妙旨、すなわち円頓一仏乘を聴聞して、直ちに無明の惑を破して諸法実相に証り入るのである。

すなわち、一分の無明を断つて一品の中道を悟り（これは別教の初地、円教の初住に相当）、二分の無明を断ち、二品の中道を悟る（これは別教の二地、円教の二住に相当）のである。上根の人は、既に法華の開会以前に無明を断じて中道を観ており、法華の開会を俟って始めて中道に入るといのではない。中道を観た上根達識の人は、法華

に入れば、ただ増道といい、円実の道、すなわち円頓一仏乗・諸法実相をますます増進して、初住の人は二住に進み、二住の人は三住に進み、次第次第にますます無明を断じて中道の多品を証し得るのである。参考——「置毒殺人・置毒発毒・毒発不定」について

「置毒殺人・置毒発毒・毒発不定」は、仏種の円聞を、毒に例えたものである。

三千塵点劫の久遠の過去の下種・種蒔きを、毒を置くことに擬えたもので、この例えの元は、『大般涅槃經』師子吼菩薩品第二十九に出る。

「善男子、譬えば人ありて、毒を乳のなかに置けば、ないし醍醐もみな悉く有るがごとし。乳酪と名づけず、酪乳と名づけず。ないし醍醐もまたまたかくのごとし。名字変ずといえども、毒性を失なわず。五味のなかに遍じてみな悉くかくのごとし。もし醍醐を服せば、またよく人を殺すも、実に毒を醍醐のなかに置かざるなり。衆生の仏性もまたまたかくのごとし。五道に処して別異の身を受くといえども、しかもこの仏性は常一にして変わるごとなし。」とある。

例えば、乳のなかに毒を入れて飲めば、毒の力が発動して飲んだ人は死ぬ。あるいは、毒を入れた乳は、その後、酪となり、生蘇となり、熟蘇となり、醍醐となつても、毒の力は失なわれない。だから、乳を飲もうが、酪を飲もうが、生蘇を飲もうが、熟蘇を飲もうが、醍醐を飲もうが、いずれを飲んでも、なかの毒には殺人の力がある。これが「置毒殺人」である。

『四教儀集註』は、これを「置毒発毒」という。

毒を乳になかに入れて置けば、後に乳を飲めば毒が発動して人を殺す。毒が入った酪を飲めば、毒が発動して人を殺す。毒が入った生蘇を飲めば、毒が発動して人を殺す。毒が入った熟蘇を飲めば、毒が発

動して人を殺す。毒が入った醍醐を飲めば、毒が発動して人を殺す。置毒発毒は、過去の諸仏のもとで、円頓一仏乗・諸法実相の理を説く円実を聞くことに例える。人を殺すということは、無明を破することの例えである。

円頓一仏乗の教えは無明の人を殺す大毒である。これを「円聞の毒」という。発毒は、この世で釈尊の出世に遇うことである。仏釈尊一代の五味の教えを聴聞すると、久遠の過去の円聞の毒が発動して無明の惑を破ることを例える。

その毒はいつ発動するか分からない。

過去の大通智勝仏と十六王子のもとで聞いた『法華經』という円教の覆講という毒が、すなわち円聞の毒が、仏釈尊説法の乳である華嚴時のなかで発動して無明の惑を破れば、「乳中殺人」となる。鹿苑時のなかで発動して無明の惑を破れば、「酪中殺人」となる。方等時のなかで発動して無明の惑を破れば、「熟蘇中殺人」となる。般若時のなかで発動して無明の惑を破れば、「醍醐中殺人」となる。

円教という毒が乳中、酪中、生蘇中、熟蘇中、醍醐中の無明の惑すなわち人を殺して、円実という大果を得ることを例えている。だからこの円聞の毒が、鹿苑時で発動して大果を悟ることもあり、通教で発動することもあるわけである。毒が発する時節に定まりがないから、これを「毒発不定」という。

毒発不定は、衆生が六道に輪廻しても、仏性、つまり仏がもつすべてはそれによつて変化を蒙るものではないことをいいたものである。

この譬喩は、不定の根拠とされたものであるが、以下の違いは留意する必要がある。

「毒発不定」は、久遠の過去以来の円聞の宿習の開発によるものである。

「不定教」は、仏の不可思議力によって頓種と漸種があつて、仏の一言を同聴異聞して、得益不定、種々の利益を受ける教えをいう。不定教には、顕露と秘密とがある。

仏積尊の説法を聴聞して、聴聞衆が機根の違いにより、互いに違った受け取り方をする。宿世より漸教が染み付いた漸種は一言を漸教と受け取り、宿世より頓教が染み付いた頓種は一言を頓教と受け取るが、違って受け取っていることを互いに相知っている。一言に対する得益不定を互いに相承知しているのが「顕露不定教」であり、単に「不定教」ともいう。

一言の説法を聴聞して、漸種と頓種とで違った悟りを得るが、違って受け取っていることを互いにあい知らない。一言に対する得益不定を互いに相承知していない、あるいは、仏の一言を聴聞していることすら知らないのが「秘密不定教」であり、単に「秘密教」ともいう。

(48) これはすなわち顕露不定なり。顕露不定は、「顕露不定教の化儀」をいう。

「顕露」は、あらわれをいう。ここでは顕露教をいう。顕露教は、だれにも公開して説かれ、聴聞衆が教えも得益も互いに相知る教えをいう。

「不定」は、聴聞衆の機根が漸種と頓種とあつて一定でないから、仏の一言を聴聞しても機根によって区々の受け止めをし、したがって、それぞれが得る利益が異なることをいう。

「化儀」は、化導の儀式の意で、仏が衆生を教化教導するのに用いる説法の形式・仕方をいい、仏教の諸思想・諸教示を説法の方法・形

式の上から分類したものをいう。

したがって、上記をまとめたのが、「顕露不定教の化儀」である。

すなわち、多くの聴聞衆が同じ会座に連なつて法を聞く。そしてそれぞれが、自分が了解したのと同じように、他人も了解したと思う。しかし事実はそうでない。十人十色である。大乘の機根と小乗の機根、漸種と頓種とで、それぞれ得益が違ふ。大乘の説法を聴聞して小乗の利益を得る人があるかと思えば、逆に、小乗の説法を聴聞して大乘の利益を得る人がある。漸種は仏の一言を漸教と受け取り、頓種は仏の一言を頓教と受け取るなど、得益が一定しない。得益が一定しないことを互いに相承知しているのが、「顕露不定教の化儀」である。

なお、『法華玄義』巻第一は、化儀として頓・漸・秘密・不定の四教を立てる。それに対して、巻第十では、化儀として頓・漸・不定の三教を立て、秘密教は不定教に包含させている。巻第一から巻第十への思想の発展については、現代語訳を参照されたい。

〔現代語訳〕

仏積尊は、菩提樹下の寂滅道場で悟りを開いた。その後四十有余年、教化教導に明け暮れた。その間、ガンジス川中流を中心とした教線は、拡大の一途をたどつた。

仏は、どこでも、いつでも、だれにでも教えを説いた。その説法の根源は、寂滅道場の成等正覚ようじやうがくにあつて揺らぐことがなかった。だから心の奥底は、常に寂滅道場に坐して動くことがなかった。

仏の説法は、対機説法である。応病与薬、悩める一人ひとりに必要な薬を調合して、応用自在であった。

「高山にて頓説すといえども、寂場を動ぜずして、しかも鹿苑に遊化す」は、仏積尊の説法は、仮初めの、一時的な説法ではなく、久遠の本仏積尊の光明に照らされて継続されてきた説法であり、真実に随順した「謀」のない説法であり、衆生の求めに応じた応用自在な「無謀応用」の説法であった。

以上が、頓教の化導と漸教の化導とを同時に垂れた、「動ぜずして」が明示する「二始同時」の事情である。

このように、宜しきに随って一切の衆生を利益し、衆生を救済するのが仏意であるから、必ずしも頓教の教化教導が漸教のそれに先行しなければならぬと、漸教の教化教導が頓教のそれに先行しなければならぬと、教化教導の先後にこだわるものではない。

仏の一音を聴聞する衆生には、三千塵点劫の昔の下種以来の調熟に由来する区別がある。宿世から漸教が染みついている「漸種」があり、宿世から頓教が染みついている「頓種」がある。

仏の金口から「逆り出る妙音はただ一つであるから、仏には、この人には頓教の説法を、あの人には漸教の説法をといて頓着はない。しかし漸種は、漸教を受容する器しかないから、頓教を聴聞しても

それを漸教と理解する。頓種は、頓教を受容する器しかないから、漸教の説法を聴聞しても、それを頓教と理解してしまう。

漸種は、仏の説法を聴聞して、直ちに真実の教えである華嚴の教えに入ることも、最終的に法華の円頓一仏乘に入ることもできない。だから、修行の一つひとつの段階に誘導され、それぞれの段階を一つひとつ成就して、真実の教えである理智不二の『華嚴経』を通して、法華の円頓一仏乘に入る鈍根の人をいう。

頓種は、三千塵点劫の昔、大通智勝仏と十六王子によって蒔かれた種子、円聞の毒が発現して、漸教がたどる一定の段階を踏まず、直頓、すなわち直接的に、『華嚴経』の教えを体解し、果ては円教の『法華経』が説く円頓一仏乘に入る利根の人をいう。

なお、「円聞の毒」は、三千塵点劫の昔、大通智勝仏の十六王子中、第十六番目の今の仏積尊のもとで円教の『法華経』を聴聞したという円教の『法華経』という仏種の下種を、毒を置くことに擬えたものである。

例えば乳は、滋養分が豊かである。しかしその乳に毒を入れて飲めば、毒が発現して人は死ぬ。

いいかえれば、三千塵点劫の昔の下種以来、大乘の諸法実相の教えが毒となって沈殿してきたが、いま、二十九歳で出家、三十五歳で成道された仏積尊の説法を聴聞して、三千塵点劫以来の結縁が顕

在化し、顕在化した諸法実相や一仏乗という毒が、煩惱の惑という人を殺して得道することをいう。

今の仏釈尊の説法に限定すれば、人天の教とされる『提謂波利經』(偽經)を聴聞して、信忍や柔順忍を得る人がいる。これが「乳中殺人」である。

あるいは初転法輪で、小乗の中道・四諦八正道と無我の相の説法を聞いた無量の菩薩が、大乘の無生法忍を得るのが、酪の毒が発現することである。これが「酪中殺人」である。

同様に、生蘇の蔵・通・別・円の四教対説のなかで、相対の分別を超えて、例えば不生不滅の不二の法門という毒が発現する。これが「生蘇中殺人」である。

熟蘇に、諸菩薩が舍利弗や須菩提などの大声聞衆からの転教によつて、有為空・無為空・畢竟空を包含した絶対空の般若波羅蜜という毒を発現する。これが「熟蘇中殺人」である。

醍醐に、十如是を支えとする諸法実相の教えを聴聞する「法説周」、三車一車の譬喩を説いて開権顕実する「譬説周」、過去世の大通智勝仏と十六王子の因縁から種・熟・脱を経て、三乘人を一仏乗の教えに帰着させる「因縁説周」の三周説法によつて、円頓一仏乗という毒を発現する。これが「醍醐中殺人」である。

これら円聞の毒が、人つまり無明の惑を殺して大果を得ることを

例えている。

これは、『大般涅槃經』卷第二十七師子吼品(『大正藏』一二・七八四c)に初出し、『法華玄義』卷第十上(『大正藏』三三・八〇六b)に引く「置毒殺人」である。

この「置毒殺人」がいう不定、つまり「毒発不定」は、先世の円聞の宿習が開発されて起きるもので、仏の不可思議力による秘密の不定であつて、同聴異聞の顕露の不定ではない。

漸種にとつては、頓教として説かれた説法はそのまま漸教の説法であり、頓種にとつては、漸教として説かれた説法はそのまま頓教の説法である。これは、仏の不可思議力と衆生との感應道交のなせる不可思議不可説の業である。

仏の一言聴聞の利益は、秘密にしろ、顕露にしろ、衆生の機根によつて区々であり、一定しない。しかし、どのように区々な受け止めをするにしても、元は仏の一言に収斂する。教化教導の縁は、仏の一言であり、それ以外にはない。

だから、頓といい、漸といい、頓と漸には明らかに区別があり、頓は漸とは異なり、漸は頓とは異なると固執する。しかし異なると固執する頓も漸も、元をたどれば仏の一言以外にはない。一言が本源であるから、頓と漸は「座を動ぜずして」の同時であり、同所であり、頓即漸、漸即頓と相即する。相対して、相離れた有り様には

ない。

これが「頓に即して漸、漸に即して頓」ということである。

教化教導を受ける時節に熟し来たった衆生の機縁は、唯一絶対であつて、衆生の機縁には、頓はそのまま漸であり、漸はそのまま頓であつて、すべては仏の本意の全開に他ならない。

「四諦の生滅を説くといえども、不生不滅を妨げず。菩薩のために仏の境界を説くといえども、しかも二乗の智断あり。五人が果を証すといえども、八万の諸天が無生忍を獲ることを妨げず。」が言いたいことは、正まさにここにある。

仏の不可思議力に助けられた宿習しゆくじゅう、つまり円聞の毒の発動によつて頓種があり漸種があつて同聴異聞し、得益不同であり、人が互相知であり、あるいは人が互不相知である「不定教」を立てる由縁がここにある。

本文の「ある時は深と説き、ある時は浅と説く。まさに開すべきをすなわち遮し、まさに遮すべきをすなわち開す。」の一文は、『大般涅槃経』如来性品第四の一に、「ある時は深と説き、ある時は浅と説く。あるいは名づけて犯ぼんとなし、あるいは不犯と名づく。」とある。この文は、「いかんが墮と名づけ、いかんが律と名づけ、いかんが波羅提木叉の義と名づけるや。」と続く。

つまり引用文は、「一つの会座に参集した聴聞衆は、互いに顔見

知りであつて、仏が説く教えを、それぞれの機根の受容の度合いに応じて、深い教えとも、浅い教えとも受け止める。聴聞衆は淨らかな仏の声を聴聞し、戒律について、通常禁止されていることが、特定の条件のもとに許される場合に、これを禁止してしまつたり、当然禁止すべき場合に、許してしまつたりする。」ことと、不定の論拠を挙げる。

愛知県三河地方の青眼寺達宗に、仏者の威儀を受けた原坦山（八一九—一八九二）がいた。彼の若い頃の逸話が伝わる。律宗の修行僧と農村を歩いていた。雨上がりで、小川の橋が流されてしまい、娘が途方に暮れていた。坦山は、娘を抱き上げて向こう岸に渡し、二人の若い僧はまた歩き出した。しばらくして、律宗の僧は坦山を詰なじつた。「お前は、坊主のくせに戒律を犯した」「何で」「お前は女を抱いた」と。

インド以来の戒律である具足戒を厳守する立場では、出家者は女性に手も触れてはいけない。しかし大乘仏教の梵網戒は、形式的な戒律の条文よりも、修行者としての本分を自覚し、主体的に戒律を選び取るところに特徴がある。

坦山和尚は、「あああれか、確かに俺は娘さんを抱いたが、向こう岸へ着いたら、おっぱなしたよ。」と。つまり、困っている女性を助けて何が悪い。自分は彼女に何のやましい感情ももっていない

ぞという心情を、「おっぱなした」と表現している。

農村のだれも居ないところで、川を渡れずに困っている娘がいる。自分は、出家者として生命を懸けても守るべき戒律がある。助けたくても助けられない、という戒律重視の姿勢は、確かに律僧が判断する「中道」であろう。しかし、困った状況にある女性を何のわだかまりもなく渡して、しかも後そのことに拘りを一切もたないのが、坦山和尚の「中道」である。人によって中道の中味は異なり得るのである、と示すのは「釈尊への問いかけ」と題する奈良康明氏（『大法輪』第七四巻）の見解である。

同様に、キリスト教の聖書無謬主義を唱え、原理主義の代表とみなされている宗派の信者夫婦の子が、輸血を必要とする事態に陥った。聖書の教えに従って夫婦は輸血を拒否し、結局子を失ったという事例がある。

日本の新々宗教の一つの信者夫婦が、子が重病に陥ったとき、教義に従って医者を拒否して祈祷によって子の病気を治そうとしたが、結局子を失ったという事例もある。

わたしたちの身边に、教義第一、自らの信仰に忠実であって、結局は子供を死に至らせたりする事例を耳にする。信仰に忠実なことをもって範とするに足りるが、信条の守り方が一方に偏して、欠けるところがあるといわざるを得ない。

教義・信条・戒律があつて、人がいない、わたしがいないといわざるを得ない。仏教の中道の立場からは、そう考える。人の生命は大切であり、掛け替えがない。人の生命には代理が効かない。人の生命には代理の立てようがない。わたしがいて初めて宗教が存在する意味がある。わたしがいなければ宗教が存在する意味はない。宗教はわたしあつての宗教で、宗教があつてのわたしではない。宗教が成立する営みは、際限なくわたしがあつてのことである。

戒律あつての人ではなく、人あつての戒律である。仏法は出世間の真実であつて、世間の真実ではないにしても、わたしなしでは、どんなに深遠な教義も、存在意義はないも同然である。

具足戒の三十捨墮の第一は、長衣戒である。三衣以外にさらに衣を貯えることを禁じる制定である。

長衣戒は、六群比丘が多くの長衣を貯えて、早起衣、中時衣、晡時衣などといって、絶えず着替えているという他の比丘の申し出を受けて、仏が、「もし比丘、長衣を畜えるものは、尼薩耆波逸提なり。」と定められた。

長衣戒は、「もし比丘、衣已に竟り、迦絺那衣已に出で、長衣を畜えんに、淨施せずして畜わえること得。」とある。

夏安居最終日の七月十五日からの一月間は、三衣を準備する期間である。比丘は、この迦提提月の一月間に三衣の準備を終える。この

一か月間に迦絺那衣を受けることが許される。七月十六日から十二月十五日までの衣時には、安居の功德として与えられた迦絺那衣を身にまとい、十二月十六日にはこれを捨てなければならぬ。

しかし、一か月遅れの後安居の人は、後安居が終わったときに、迦提月かだいげつの一月の衣時も終わって迦絺那衣が受けられない。だから戒は、続けて「若し十日を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」と制定されたという。

特に十日間を開して、長衣を貯えることが許されるという条件を与えている。律にいう開遮は、禁じるのが「遮」であり、禁じるなかも、別に特にある条件を与えてこれを許すことを「開」という。長衣戒の十日は開である。

十日の開には、その由来も述べられている。

阿難が他より一貴きび価の糞掃衣を得たので、常頭陀の行をして、不断に糞掃衣だけを身につけている大迦葉に奉ろうとしたが、大迦葉は他国に旅行して不在であった。仏がすでに長衣戒を定められたので、この衣を貯えて、大迦葉の帰来を待つことができない。仏は、阿難の申し出を受けて、大迦葉は何日に帰るか尋ねられた。今日から十日で帰ると申し上げたので、この戒に十日の開を許されたという。

比丘が長衣を受けて十日が過ぎ、浄施せず貯えれば、十一日の朝

日が出ると同時に捨墮罪を構成する。浄施は一旦長衣を衆中に捨て、その衣に対して執著がないことを表明することである。執著の気持ちがないことが明瞭になれば、所有するもしないも同じである。説浄浄の法により衣を、執著を離れた浄物とするのである。この説浄せず所有するときは、開の十日を過ぎ、十一日の日の出とともに捨墮罪となる。

わたしは、一つの感情が起きると、その感情に執われてしまう。感情の尻尾しっぽに乗って、次から次へと起きる感情に振り回されてしまう。生きているわたしが、感情に流される第一の矢を受けることは仕方がないとして、今の感情に二の矢、三の矢、四の矢を繋がないことである。仏教が空として教えること、さらには中道として教えることは、実践的には、二の矢、三の矢、四の矢を繋がないことである。これが執著を離れることであり、空の実践であり、中道の有り様である。

中道というのは、単なる真ん中ではない。縁起の智慧と慈悲の実践という仏法の世界観に基づいた判断が、中道である。縁起の智慧と慈悲の実践という仏法の世界観に基づいた判断であるから、中道は両極端を離れているのは自明のことである。

中道とは、中村元氏という登山道である。「中道は、登山道のよくなものである。一直線に急坂を上がる人もいれば、ゆっくりと迂

回して登る人もいる。しかし、みんなが納得し、歩きやすい登り道が自然とできる。それが普遍的な中道という道なのではないか。」という、その登山道である。登山道は、限りなく普遍的な人間の道である。

戒律についていう「開」は、限りなく普遍的な人間の道であり、踏み分け登山道が象徴する中道である。

戒律について「開」は、何でも都合なことは許されるという意味ではない。人間存在の重みを懸けて許すということであり、許したことに執著しないことをいう。

戒律については、人は非常に教条的である。しかし戒律は、本来限りなく普遍的な人間の道であり、融通無碍の有り様にあるものであるはずである。仏積尊が戒律制定に示されている姿勢は開と遮によく表わされている。積尊の臨終に際して、阿難が少々戒について仏の本意を確認しなかつたから、戒律はそのまま固定されて伝えられてきたが、本来、仏の本意は開と遮に示されるように、随犯随制、罪過を犯す人が出た場合ごとに、これを制止する戒律を設けたことにあり、現実には即したものであつて、融通無碍なものはずである。融通無碍であることは、開であり遮であるが、開や遮があるということとは固定ではないということ、不定にあることを意味する。「一時、一説、一念」は、『釈籤』は、「広より狭にいく」という。

「広より狭にいく」ということは、仏積尊の一代を「広」として、一代の説法を時間的に順序立てた「五時」、あるいは五時が展開する様相を乳の精製の過程に例えた「五味」、あるいは積尊の教えを時間的に順序立てた「部」や、教義の浅深を区別した「教」をいい、あるいは五時・五味や部教が開示される一々の会座、あるいは、一々の会座の説法の一言一句をいい、あるいは、会座に臨む聴聞衆の態度や姿勢、あるいは会座で去来する聴聞衆の思いと受け取ることができる。

『釈籤』が、「広より狭にいく」の立場に立つことは、仏の説法を聴聞する修行者の立場から「一時、一説、一念」を見ることを意味する。すなわち、修行者の立場から見た一時であり、修行者の立場から見た一説であり、修行者の立場から見た一念である。

「一時、一説、一念のなかに」に続く、「備に不定あり」や、さらに続く文意を読み取ると、修行者の立場から見た一時、一説、一念では、「備に不定あり」の不定に直結せず無理がある。

一時は仏の一時であり、一説は仏の一説であり、一念は仏の一念であると、「仏の」を三句のそれぞれに冠して、仏の聖なる世界からの「一時・一説・一念」と見ると、「備に不定あり」や、さらに続く文意と直結し、「備に不定あり」の不定が「一時・一説・一念」に遍満していることが判然とする。これを「一時、一説、一念」の

ように読点「、」で表記するのではなく、「一時・一説・一念」のように中黒「・」で表記する。

一時は仏の一時であり、一説は仏の一説であり、一念は仏の一念である。

一時は仏の一時、一説は仏の一説、一念は仏の一念と、「仏の」を、「一時・一説・一念」の三句それぞれに被せて、「仏の一時・仏の一説・仏の一念」、あるいは更に「仏の一時一説一念」と受け取ると、天台智顛がいう不定に直結し、よく理解できる。

「仏の一時・仏の一説・仏の一念」は、聖なる世界の一時であり、一説であり、一念と受け取らざるを得ない。一時・一説・一念の「一」は具体的な、相対的な「一」を示さない。「一」は、仏の聖なる世界を象徴する絶対の「一」であり、他と比類するもののない一をいう。

一時・一説・一念の「一」は、まさに「仏の一音説法」の「一」である。

仏には、真実を求めようと発心した出家の修行者に経を明かし、律を定め、経と律を説き示すことに使命がある。後代の学者は、経と律に加えて、教義を解明し、検討し、善悪邪正の智慧を磨くことを説く論を立てる。こうした経・律・論を修行者の修行実践の縁とするのが、仏の思いである。この思いを修行者に説き明かすが、仏事である。仏事が、仏が説いた全体であり、これを八万四千の法

門という。

つまり仏に、仏事を行なう思いという「一念」が起こる。仏は、その一念を経・律・論に具現化する。これが「一説」である。具現化された一説の全体が八万四千の法門である。これが「一時」であり、仏釈尊の一代の生き様であり、仏釈尊出世の因縁である。

仏の説法は、ただ一種の音声で一切の法を説くという。これが「仏の一音説法」である。

『阿毘達磨大毘婆沙論』卷第七十九(『大正蔵』二七・四一〇a-c)や『維摩詰所説経』仏国品(『大正蔵』一四・五三八a)に、「仏は一音をもつて法を演説したまうに、衆生は類に随つて各々解を得」とある。

仏は同一のことばで説法しても、これを聞く衆生はすべて自分の性格や才能や素質に依じて異なつた理解をするという。

『往生要集』(『大正蔵』八四・四八b)や『三教指帰』三・三五四には、「一声」といい、「仏はただ一声で法を説かれた」とある。

五〇二年頃、長安に來た北魏の菩提流支がいうように、「大小竝陳」、仏の一音のなかに大乘と小乗とが合わせて説かれ、後秦の鳩摩羅什がいうように、「全音異解」、仏の側から観れば一音の仏説であるが、衆生の漸種か頓種かの機根の違いで、ある者は大乘と取り、ある者は小乗と取り、所得に差違を生じるとする。

仏の一言は、ある一経だけを説き明かすのではない。ある真実を明かすだけでない。ある方便の教えを説くだけでない。仏の世界は円妙・円満・円足・円頓の世界で、仏は、生きとし生けるものの過去・現在・未来を知り、素性や素質や行為など、あるいは宇宙を知悉する十力を具えている。五時・五味、部教、会座、あるいは、それぞれの一言一句を網羅した八万四千の法門を包摂して漏らすところがない。

仏の世界から観れば、一時ですべてである。一説ですべてである。一念ですべてである。

仏の世界から観れば、一時は一説であり、一説は一念であり、一念は一時であり、すべては仏の一言に収斂する。すべては仏の説法に包摂される。

つまり仏に、仏事を行なうという一念が起こる。仏は、この一念を経・律・論に具現化する。具現化されたものの全体が八万四千の法門である。仏釈尊一代の生き様は、仏釈尊の説法において他にはない。八万四千の法門が、仏釈尊の一代の生き様であり、一時であり、一説であり、一念である。

仏釈尊の一代の説法の本質を明かせば、出家の修行者が、それぞれの根拠に応じて仏の一言を自在に聴聞し得益に与るといふ、仏の不可思議な力にある。この不可思議力を総称したのが、不定教であ

り、鳩摩羅什がいう「全音異解」を特徴とする。

これが、「一時・一説・一念のなかに、備に不定あり」がいうことである。

続いて、「旧義に専ら一部を判ずるに、同じからず」である。これを第一と第二に分ける。

先ずは、「旧義」を明かす。

インドでゴータマ・ブツダ（B. C. 四六三―三八三頃）が説いた教えは、曲折を経て、ヒマラヤを越え中央アジア・中国・チベットに伝わった。北回りに伝播した大乘仏教を、北方仏教・北伝仏教と呼ぶ。中国に伝わったのは、一世紀の初めであった。

インドの歴史のなかに展開し発展した仏教の諸経論が、中国へは、成立順序とは関係なく前後不同、浅深不問、雑然と移された。移され翻訳された経論の所説は、種々様々であった。だから、仏が説こうとした教説の意図がどこにあり、自分が信奉する学術的な立場をどの經典に置いたらよいか、中国の学者は困惑の度合いを深めていた。

したがって中国では、自分が信奉する学術上の立場を、いずれか一つの「経」、または「論」に置いて、他の経論をそれに従属させ、多くの経論を整理し、それらの間の関係を明らかにして、多くの経説をそれぞれ位置づける必要に迫られた。

必要に迫られて展開したのが、「教相判釈」である。

教相判釈は、経典はすべて仏釈尊の一生涯に説かれたものとした。そして、それらが説かれた形式・方法・順序・説かれた意味内容や、教義内容などによって諸経典を相互批判し、分類し、体系づけ、価値を決め、位置づけて、仏の真の意図を明らかにしようとした。

やがて、自分の教学の拠り所とした経典や、教義内容の優位を主張する傾向が強くなり、それが宗派成立の要件ともなった。

中国では、智顛以前の代表的な教相判釈を総括し、「南三北七の十師の教判」と呼んだ。

これは、中国の五く六世紀の南北朝時代に盛んに行なわれた教説の分類・体系づけを、智顛が整理したものである。『法華玄義』巻第十上は、「南三北七」の教相判釈を挙げている。南三北七とは、中国北方の七師と、南方の三師とをいう。

① ある師は、人天教・有相教・無相教・同帰教・常住教の五時教を立てた。

② 菩提流支は、半字教と滿字教との二教を立てた。

③ 光統(慧光僧統)は、因縁宗・仮名宗・誑相宗・常宗の四宗を立てた。

④ ある師は、これに法界宗を加えて、因縁宗・仮名宗・誑相宗・常宗・法界宗の五宗を立てた。

⑤ ある師は、因縁宗・仮名宗・誑相宗・真宗・常宗・円宗の六宗を立てた。

⑥ 北方のある禪師は、有相大乘と無相大乘との二種の大乗を立てた。

⑦ 他の北方のある禪師は、仏は唯一の音で説法したが、それを聴く者の素質や能力などの機根によって多様に理解されるといふ、一音教の判を立てた。

このなかの「人天教」は、三世の善悪因果の理を説き、五戒を保って三途を免れ、人道のなかに生じさせ、十善などを実践して六欲天に生じ、四禪八定を実践して色界および無色界の天に生じさせる教えをいう。

「有相教」は、差別的な事象や因果の法則は実有、すなわち実際に存在すると説く『阿含経』などの教えをいう。

「無相教」は、差別的な事象の実際の存在を否定する、『大品般若経』などの教えをいう。

「同帰教」は、三乗を開廃会して一仏乘に帰入させる教えで、万善同帰教は、諸経を総合して一つに帰着させる教えで、『法華経』をいう。

「常住教」は、真理である法と仏の本身である法身とは永遠であると説く教えで、双林常住教は『大般涅槃経』をいう。

「半字教」は、三蔵教、すなわち小乗教をいう。

「満字教」は、通教・別教・円教の大乗教をいう。

「因縁宗」は、因縁を主として説く小乗の諸派をいう。

「仮名宗」は、一切のものは仮に現われたものに過ぎないと説く、『成実論』や經部などをいう。

「誑相宗」は、不真宗ともいって諸大乘の通説をいう。

「常宗」は、仏性の常住を説く『大般涅槃經』などの教えをいう。

「法界宗」は、法界の自在無礙を説く華嚴宗をいう。

「真宗」は、諸法の真空の理を説く宗をいう。

「常宗」は、真理の恒常などを説く宗をいう。

「円宗」は、華嚴の教えをいう。

「有相大乘」は、諸事象の实在を認める法相宗をいう。

「無相大乘」は、諸事象の空無相を説く三論宗をいう。

これが、「北七」である。

北七に対して中国南方の江南では、仏の説法の形式から、頓・漸・不定の三教を立てる。このうち漸教について、

⑧ 爰師は、有相教・無相教・常住教の三時教を立てた。

⑨ 宗愛・僧旻は、無相教の次に同帰教を加えた、有相教・無相

教・同帰教・常住教の四時教を立てた。

⑩ 僧柔・慧次・慧観は、同帰教の前に褒貶抑揚教を加え、有

相教・無相教・褒貶抑揚教・同帰教・常住教の五時教を立てた。

「褒貶抑揚教」は、菩薩を賞揚し、声聞を押さえた教えで、『維摩經』や『思益經』などをいう。これが、「南三」である。

智顛は、これに対して批判を加えた。

「南三北七の十師の教判」の教相判釈のうち、当時の諸説を収斂し、最も信頼され依拠されたのは、⑩の道場寺慧観の二教五時判である。この教判は、僧柔・慧次・開善寺智蔵や光宅寺法雲なども依用し、南朝の仏教に大きな影響を与えていた。したがって慧観の二教五時判を批判すれば、当時流行していたすべての教相判釈を批判したことになるとした。

二教五時判の二教は、『華嚴經』と『大般涅槃經』をいう。

『華嚴經』は、成道の直後に説かれた教説であり、『大般涅槃經』は、入滅直前に説かれた教説である。慧観は、この二經が教判の綱格であり、この二經が最高の価値ある經典であるとした。

『華嚴經』は、仏積尊の正覚の内容をそのまま説き、究極的な真理を純粹に吐露し、教説はこの一經で尽くされるとする。『華嚴經』は、方便の教えは混入せず、衆生の機根には対応せず、正覚の内容をそのまま説く円満円頓で、純一無雜の説法である頓教として別格視した。

それに対して『大般涅槃經』は、いままでに説かれた各種の説法、

すなわち小乗を説いた有相教に始まり、『大品般若経』などの無相教、『維摩経』などの褒貶抑揚教、『法華経』の同帰教の説法を、それぞれ第一時、第二時、第三時、第四時と位置づけて漸教とした四教・四時を経て始めて、第五時の如来常住・悉有仏性を説き、一切の衆生を済度し慈悲を完成する『大般涅槃経』の説法に至るとした。

『華嚴経』は、ブツダの悟りをそのまま説いた円満円頓の説法であり、『大般涅槃経』は、前四時の説法を方便として、最後に真実を明かした經典であり、『華嚴経』が頓教の支柱であり、『大般涅槃経』が漸教の支柱とした。

五時は、仏教經典は、仏釈尊が浅い教えから順次に深い教えを説いたものと考え、有相教・無相教・褒貶抑揚教・同帰教・常住経の五段階に分けて位置づけたものをいう。

「有相教」は、諸の事象や因果の法則は実有であると説き、成道十二年のなかに三乗差別の教えを説いた、『阿含経』の教説をいう。

「無相教」は、成道三十年のなかに三乗同観の空理、つまり諸の事象は幻のごとく空であって実体がないと説いた、『大品般若経』『維摩経』の経説をいう。

「褒貶抑揚教」は、菩薩を賞揚し、声聞を押さえた『維摩経』の経説をいう。

「同帰教」は、最後の八年で一仏乗を説いた、『法華経』の経説を

いう。

以上の有相・無相・褒貶抑揚・同帰の四は漸教で、一つの經典の特徴から位置づけたものである。

第五時の「常住教」は、『大般涅槃経』である。『大般涅槃経』は、有相・無相・褒貶抑揚・同帰の前四時の方便の説法の後、最後に真実を明かした經典であるとして、「常住教」という。常住教は、入涅槃に臨んだブツダの真意である如来常住・悉有仏性、つまり真実である法、あるいは仏の本身である法身の永遠性を強調しているから常住教と位置づけた。

このように慧観の二教五時判は、各經典の説時の決定を経典自身に証明するという方法で決定し、經典の分類、整理を目的とし、代表的な經典の特徴を把握して、教判の体系に位置づけている。

慧観の二教五時判は、『華嚴経』を絶対視して頓教とし、仏の説法で最高の価値があると位置づけた。続く四阿含経以下の諸経の説法は、『華嚴経』とは関係のない方便の教説と貶めた。そこには、『華嚴経』から四阿含経に至らなければならない必然性が解明されておらず不明である。『華嚴経』は、富士山に例えられる孤峰であり、四阿含経以下の諸経は、八ヶ岳のような群岳に例えられる。慧観の二教五時判は、富士山と八ヶ岳とは分離した存在であり、直接繋がりがあるとする立場にはない。しかし高空から二つを眺めれば、富

士山と八ヶ岳は日本列島の上で、明らかに地続きである。慧観の二教五時判は、富士山と八ヶ岳の地続きの解明が欠落している、とするのが智顛の批判である。欠落した地続きは、仏教が教化教導の対象である衆生に他ならない。慧観の二教五時判には、衆生の立場が欠落していることが最大の批判の対象であった。

智顛は、慧観の二教五時判を初めとして、旧来の教説を読み尽くした。そして、その当時の仏教学の最高峰といわれた光宅寺法雲の『法華義記』の説も、三乗を捨てて一乗に入れば、三乗を捨て去ることになり、三乗人の居場所がなくなってしまう。それでは衆生を済度することができないから、仏教でなくなってしまうと批判した。

そして、衆生を済度して止むことがない『法華経』が同帰教の位置づけで、八万四千の經典の第一とはなっていないと批判を加えた。

智顛は『法華経』を研究し、仏の化意を把握し、権・実すべての經典を位置づけた。智顛は、『法華経』は仏説の諸經典のなかの經典ではなく、仏説のすべてを内に包含した仏教全体の經典であると捉えた。権・実すべての經典を説いた仏意を、『法華経』の開会を足場にして体得したうえで、権・実すべての經典に向かえば、権・実すべての經典は、『法華経』の精神に連動し、『法華経』と同じ価値となり、他の諸經典に連動し通じるとした。そして、生けるものを救い摂ることができるのは、一仏乗を開顯した『法華経』だけで

あることを明かした。

智顛の立脚点は、次のようである。

智顛は、『華嚴経』から『大般涅槃経』に至る流れは、仏の化意の一貫した現われであり、緊密な関係にあり、漸教のなかにある方便の教えを仏の化意の発現に不可欠な要素であると把握した。つまり、頓と漸に収まり切らない經典の要素を、機の融不融の面から解明し、これが五味あるいは五時説の設立の根底とした。つまり、修行者の実際を見ると、無明の惑を一分断じ、中道を一品悟った別教の初地、円教の初住にある上根達識の人には、頓と漸を超えた意味得入の不可思議がある。そこには、頓と漸の次第順序を超えた、衆生の感と仏の応が織りなす仏の不可思議の発露がある。不定教を旧来の頓・漸に入りきらない經典に当てるのではなく、智顛は、衆生と仏との感應道交から上根意味得入としている。北アルプスの槍ヶ岳と連なる群岳に例えることができる。槍ヶ岳は群岳と無関係ではない。両者は互いに相依り、相助け合いながら北アルプスの一群を形成している。槍ヶ岳がなければ北アルプスは完結しない。群岳がなければ北アルプスは完結しない。両者がそこに存在して北アルプスが完結するのである。槍ヶ岳がそこにただある。群岳がそこにただある。総じて北アルプスがそこにただある。まさに円融である。頓教は、慧観の二教五時判では、『華嚴経』が独占しているが、

智顛は『法華玄義』卷第十上(『大正藏』三三・八〇六a)で、『華嚴經』以外の諸大乘經にも頓教の相があると主張している。

智顛の頓教の定義は、円教の理である頓悟にあり、教相については、頓初と頓直とんじきにあると解釈する。頓初は、『華嚴經』は最初の説法であることをいい、頓直は、仏の自内証を対告衆の機根を意識せず直接説くことをいう。

頓初と頓直は、『華嚴經』を代表とする特徴であるが、『華嚴經』にだけみられる特徴ではない。『華嚴經』一經の全体が頓教であり、漸教は含まれないとするのは、万民救済の仏意を離れることになる。

ブツダの化導は、初頓後漸の方式をとる。つまり、過去・現在・未来の諸仏の説法で、最初に説かれるのは頓・初頓である。その後、ブツダと衆生との感と応という機と教との側面から後漸が位置づけられる。初頓は、上根達識の大菩薩が、仏慧を究竟し、醍醐味の利益を得るものである。勝れた根性の凡夫は、十信位の乳味に入るだけであり、その後漸教の説法によって、利益を増大し、機根が融熟されていく端緒を見出す段階である。

智顛が説く不定教は、次のようである。

従来、隋に先立つ南北朝時代の教相判釈で、頓・漸の二教に加え不定教を設けることは、南地の三師と呼ばれる虎丘山こきゅうざんの笈師ぎくしや、

宗・愛法師しゅうあいと呼ばれる大昌寺僧宗や白馬寺曇愛、それに莊嚴寺僧旻びんや、さらに定林の柔・次の二師と呼ばれる定林寺僧柔そうじゅうや慧次えじ、それに道場寺の慧観など、多くの学者が論じ、認めてきている。

それは、頓・漸の二教に収まり切らない經典、例えば三乗の教えはすべて一仏乘に帰するとする一仏乘眞実や、だれにも如来の性、如来蔵が具わっているとする如来蔵説などを説く『勝鬘經』や、法・報・心ほつしんの三身の別や仏の法身の常住などを説く『金光明經』や、如来蔵思想と阿頼耶識説の融合を図り、仏の法・報・心ほつしんの三身説、一闡提成仏などを説く『楞伽經』のような一部の經典を、頓・漸の二教に入りきらない不定教と判定している。

『法華玄義』卷第十上は、これを偏方不定教と名づける。偏方不定教は、片隅で説かれた教えで、頓とも漸とも定まらない教えをいう。『講義』には、「偏僻の方処にて、一類のために、頓・漸の定儀にあらざる一經を説くをいう」とある。

特定の經典、『勝鬘經』や『金光明經』や『楞伽經』などを不定教とする智顛以前の教相判釈の不定教と、これより述べる智顛がいう不定教とは、同じではない。

智顛は、旧来の教相判釈によって、八万四千の經典を頓と漸との、あるいは不定を加えた三教のどれかに配当するのは、当を得ていないという結論に至った。

智顛は、各經典のなかに頓・漸の教相を見出し、頓・漸二教は、説法的方式として一般的であり、普遍的な方式であると把握した。頓・漸二教を一般的普遍的な方式であると把握するなかで、杓子しやくし定規に頓・漸二教のいずれかに各經典を当てはめ、二教に当てはまらない經典を不定教とするには無理があり、そこには仏の真意の全開頓は感得されない。頓・漸に、旧来とは異なる不定を加えた三教の化儀を、融通無碍に把握するところにこそ、仏意の開頓があると感得していった。

だから智顛は、不定教は頓にも漸にも入りきららない經典といい、不定教を取める範疇が判然としない旧来の考えは捨て去った。

仏意は、旧来の不定教にはない。不定教の本質は、旧来の不定教にはない。顕露と秘密の対立は無用である。仏の説法は常に一音であり、一音で真実を説き明かしている。仏から観れば、一音がすべて真実語であり、一音には不真実語はない。一音は真実語だけであるから、仏と衆生との間には衆生の信から生じる感と、それに対する仏の応が生じ、感と応とが道交する。つまり、各經典に盛られた仏の一音の説法には、衆生の機根によって融通無碍に感得し得る自在性を具えているのである。

『大般涅槃經』師子吼菩薩品卷第二十九は、置毒殺人の因縁を明かす。三千塵点劫以来、下種され、調熟されてきた頓種があり、漸

種がある。衆生の感が一音を頓教と聞き、衆生の感が一音を漸教と聞き、衆生は八万四千の教えを、自分の機根の頓か漸にに応じて一音を頓教とも聞き、漸教とも聞く。一音であるから、それを頓教と聞くのも機根、漸教と聞くのも機根である。機根次第である。仏の一音、すなわち仏と衆生との間に介在する教えを明文化した經典は、本来不定教にある。仏はこれを承知している。衆生はこれを互いに相知ることもあり、互いに相知らないこともある。衆生から見れば顕露あり、秘密ありである。しかし仏から観れば、説法はすべて仏意の全開であり、顕露に尽きる。衆生は置毒殺人の過去の因縁は知る由もない。だから、衆生から見れば、毒発不定は秘密の不定教といえる。仏の側は、これも折り込み済みである。仏の眼から観れば、秘密の不定教はない。すべては仏意の全開であり、顕露の不定教である。秘密が秘密のままに始終すれば、仏教は慈悲救済の宗教にはならない。会座の説法で、互いに相知って始めて、衆生は仏に帰依し、信が芽生え、仏がそれに応じて教えを説いて、仏教が成立するといふものである。仏の教化教導のすべては、秘密を、ことばなり文字なりの形に顕在化し、具現化して衆生の前に明らかに提示する営みである。この仏事が、仏教の存立を支える根源となるものである。

仏事の意義は、秘密を顕露する営みに他ならない。

智顛がいう化導は、説法という形式にある。これに頓・漸・不定

の三教を立て、秘密を加えて四教とした。そして不定教は仏意に添う新しい見解に依った。

頓初・頓直の『華嚴經』は、仏の境地の全開である。

それを目指して、『法華經』化城喩品第七が中途に化城を現出して示すように、仏の境地に至る道を、初漸・中漸・後漸と段階を細分化し、段差を小さくして、人が信を退転しないように、先に進展するように方策を巡らせて、人の心を鞭打って仏道に邁進させようとした。

頓が頓で始終し、漸が漸で始終するならば、人を鞭打つ方策は不要である。

わたしの心は、『華嚴經』夜摩天説偈品第十六に出る「心・仏・衆生是三無差別」がいうように、地獄から仏まで十法界心を浮動する。わたしの心は、常に同じではない。餓鬼の心に沈潜したり、阿修羅の心に苛まれたりする。反面、仏道を求める心に転変する可能性がある。わたしの心は浮動し変転極まりない。それも、仏の教えがわたしの心に応じて、いかようにも解することができる可塑性に満ちたものであるからである。

ここに、一音の仏説の化導の意味が極まる。

仏の一音の本質は、可塑性である。

衆生の心の本質は、可塑性である。

だから、慈悲救済を使命とする仏教が成立するのである。

成立する根拠は可塑性、つまり不定にある。

不定は可塑性にある。だから、因縁説周の大通智勝仏の種・熟・脱が円満した、上根達識の人が味得入するのである。これは、五味・五時のいずれの一味・一時においても、円教の妙旨を聴聞して、直ちに中道の理を悟り、無明の惑を断滅して、円実、円頓一仏乘、法界実相に悟り入ることをいう。無明の惑を一分断じ、中道を一品悟つた別教の初地、円教の初住にある上根達識の人は、法華の開会を待つことなく、無明の惑を一分ずつ断ち中道を一品ずつ観、法華に入れば円実の道をますます増進していくのである。

これが、乳中殺人、酪中殺人、生蘇中殺人、熟蘇中殺人、醍醐中殺人を具体とする置毒殺人の喩が説くところである。

不定にこそ、仏意がある。

智顛がいう不定は、頓・漸の二教に入り切らない特定の經典をいう旧義とは違う。

智顛がいう不定は、一切の衆生の感に応じる可塑性に満ちた不定であり、仏の化意に従うものである。この不定が、すべての經典、すべての修行実践に充ち満ちていることの再発見に他ならない。これが、慈悲救済の仏教の生命であり、不定の再発見であり、智顛の教相判釈の金字塔といえる。

従来、智顛撰の『大本四教義』、あるいは高麗の諦観の『天台四教儀』で確立された五時八教のなかで、詳述されるのは五時であり、化法の四教であり、化儀では頓・漸の二教である。それらに比べて不定教の意義は等閑に付されてきた感が強い。しかし、上に見るように、仏の化意である衆生済度の観点から観れば、三千塵点劫以来の因縁による頓種・漸種という、衆生の機根に寄り添う一音の不可思議力の再発見にこそ、智顛の教相判釈の真骨頂があるように思える。

つまり仏の一音には、不定性が通底し、不定性を必然的に具えていると把握していった。そこには、仏の一音に衆生が感じ、仏が一音として応じる変幻自在な説法の顛われが感得される。

天台智顛の天台教判は、『法華玄義』巻第十上(『大正蔵』三三・八〇一a)にあるように、頓・漸・不定という三つの大綱と、五時教とが、名目や組織は間違いがないとして、南地の五時教や頓・漸・不定の分類に依拠している。しかし、それらに盛る意味は、以上のように大きな差違がある。

以上の智顛の教相判釈の特徴をまとめる。

- (1) 八万四千の經典の一經一經を、頓・漸二教に充当することに拘らない。
- (2) 仏意を汲み取らなければ宗教にならない。仏意の光明のなかで、衆生の教化教導、救済、慈悲を追究する。

- (3) 經典はすべて仏積尊の一生涯に説かれたものとし、仏の説法の流れの在り方を再検討する。

- (4) 仏意の表明の仕方として、前頓後漸の方式を踏襲し、頓教と漸教との間の深い溝を埋め、衆生の信の台頭を刺激する。

- (5) 『法華經』の円実、すなわち円頓一仏乘、諸法実相の理を中核とする。

- (6) 『法華經』は全經典の羅針盤であり、その開会を俟って全經典に対する。

なかでも、三種教相のうち、第一の根性の融不融の相と、第二の化導の始終不始終の相に焦点化する。

- ① 因縁説周の大通智勝仏と十六王子以来の、仏となる種を衆生の心中に蒔く「種」と、教え育てる「熟」と、苦を免れさせ、円満な悟りの結果を得る「脱」との三益である。

- ② 別教の初地、円教の初住に達した上根達識の人が、法華開会以前の前四教の味味のなかで、共に無明の惑を断じ、中道の理を悟り、円実に悟り入る上根達識の人の味味得入である。

- ③ 円聞の毒が五味のなかで発動し、大果を証し、置毒殺人の喩とを具体として、仏の一音説法を円融の思想で教相判釈を切り取り、不定教にこそ仏意があることを再発見する。

- (7) 旧来の教相判釈の批判と、再構成と体系化

方便の教えを中心とした、漸教重視

迹門重視の迹門立ち

衆生の感と仏の応による救済

不定教は、旧来は頓・漸の二教に収まり切らない經典である『勝鬘經』や『金光明經』や『楞伽經』などを指した。しかしどの經典も、丸ごと頓教を説き、丸ごと漸教を説くわけではない。どの經典も、あるところでは頓教を説き、あるところでは漸教を説き、得悟不同である。

これが、「旧義に専ら一部を判ずるに、同じからず」が、第一にいうことである。

智顛は、仏の説法に必要な一つの形式とし、特定の經典を不定教に当てない。

すなわち、仏の説法は一音である。それが織りなす、衆生の感と仏の応との感応道交の面から不定教を明かし、置毒殺人の面から上根達識の人の味味得入を明らかにした。

不定教は、仏の説法にはどうしても必要な形式である。これがなければ、修行者は初頓後漸の冒頭で、仏の境界を目の当たりにして、自信を喪失し、進路を見失ってしまうか、あるいは進路を見出したとしても、規定の路線にしたがって、永劫の修行を繰り返すだけである。そこに智顛は、風穴を開けた。乳中殺人、酪中殺人、生蘇

中殺人、熟蘇中殺人、醍醐中殺人という置毒殺人によって、『法華經』説法の会座に至らなくても、五時・五味、頓・漸それぞれの説法の会座で毒が発動して仏法を見、大涅槃を証得するとした。置毒殺人による上根達識の人の味味得入は、『法華玄義』巻第一で智顛がいう秘密教である。詳しくは秘密の不定教である。

これに対して、鹿野苑の初転法輪で、無量の菩薩が無生法忍を得、人天の教といわれ、五戒を説く『提謂波利經』(疑偽經)を聞いて、提謂長者が一切のものが不生不滅であると認める大乘の「無生法忍」を得、三百人が真理を確信する「信忍」を得、二百人が三界の見惑を断つて永遠の平安への流れに入る「須陀洹果」を得、四天王が穏やかに化他に順う「柔順法忍」を得、龍王が信念の基礎である「信根」を得、阿須輪衆、つまり阿修羅衆が初地あるいは等覺という無上正真道、つまり阿耨多羅三藐三菩提の心を起こす。このように仏性、つまり仏がもつすべてを觀、諸法実相を觀、大涅槃に入る。これらは、秘密の不定教とされる。

ここでは、三千塵点劫に及ぶ種・熟・脱の熟から脱に臨むのが今である。この因縁を互不相知だから秘密教とする。これが『法華玄義』巻第一の秘密教の立場である。

毒発不定は秘密教である。毒発不定は、三千塵点劫以来の円聞、円教を聴聞した功德が宿習となって発動するものをいう。巻第一で

は化儀の四教の一つの秘密教として独立した地位を占めているが、巻第十では不定教のなかに包含されている。

しかし、不定教は三千塵点劫以来の円聞、円教を聴聞した功德が宿習となって発動し、仏の不可思議力によって頓種となり、漸種となつて、仏の一言の説法を同聴異聞して頓教の利益を得たり、漸教の利益を得たりすることをいう。

不定教は、仏の会座で、仏の一言の説法を聴聞するという縁のなかで、衆生が宿世より染み付いている頓種と漸種によって、仏の一言を同聴異聞し、得益不同の功德に与る。会座に連なる聴聞衆は、仏の一言を同聴異聞し、得益不同の功德に与ることを、互相知、互いに承知している説法をいう。

秘密教は、会座に連なる聴聞衆が、仏の一言を同聴異聞し、得益不同の功德に与ることを、互不相知、互いに承知していない説法をいう。

また、三千塵点劫以来の毒発不定、つまり三千塵点劫以来の円聞、円教を聴聞した功德が宿習となって、醍醐味に入る以前に、乳・酪・生蘇・熟蘇の味のなかで発動し、上根達識の人が味味得入、醍醐以前の味のなかで入実し、円頓一仏乘・諸法実相の大果を悟る教えをいう。

義務の教育界では著名な大村はま著『教えるということ』（共文

社、昭和五二年、一二九―一三二頁）のなかで、師の奥田正造のこゝばを紹介している。「大村さんは生徒にすかれているか」に続くことばである。

「仏様がある時、道ばたに立っていらつしやると、一人の男が荷物をいっぱい積んだ車を引いて通りかかった。そこは大変なぬかるみであった。車は、そのぬかるみにはまってしまつて、男は懸命に引くけれども車は動こうともしない。男は汗びつしよりになつて苦しんでいる。いつまでたつても、どうしても車は抜けない。その時、仏様は、しばらく男のようすを見ていらつしやいましたが、ちよつと指でその車におふれになつた。その瞬間、車はすつとぬかるみから抜けて、からからと男は引いていつてしまつた」という話です。「こういうのがほんとうの一級の教師なんだ。男はみ仏の指の力にあずかつたことを永遠に知らない。自分が努力して、ついに引き得たという自信と喜びとで、その車を引いていつたのだ。云々」と書いている。

衆生の感と仏の応との道交が、どの五時・五味においても、どの化法の四教においても、どの化儀の四教においても成立することの例話と取ることができる。

この話の会座は、ぬかるみである。ぬかるみという会座で、男と仏の感応道交が成立していくのである。仏は、寂場を動ぜずして、

鹿苑に遊ぶという無謀(むぼう)応用(おうよう)にあり、二始(にしろ)同時(どうじ)にある。会座は、仏を取り囲んだ部屋をいうだけでない。仏を取り囲んだ王舎城の東北にある靈鷲山(りょうじゆせん)の山頂をいうだけでない。一人の男の感と仏の応とが道交するぬかるみが、疑いなく会座である。

このぬかるみという会座で、仏は車に指で触れたこと、つまり説法は承知している。しかし男は、そのことをまったく承知していない。承知していないが、仏の意図は男の上に全開している。男にとつて、仏の説法は仏の指であり、得悟はぬかるみからの脱出であるが、男は、その事実をまったく承知していない。あからさまに法が説かれる顕露の不定教の互相知と違つて、男の不相知だけが顕露と違つて、これが、秘密の不定教の在り方である。仏の不可思議力による同聴異聞はあるが、聴聞衆としての男が一人、得悟は不同、承知していない。これが秘密の不定教である。

『法華玄義』巻第一では、不定と別立した秘密を立てて、頓・漸・秘密・不定の四教を挙げ、同巻第十では、秘密を不定のなかに包含した頓・漸・不定の三教を挙げている。

『法華玄義』巻第十で頓・漸・不定の三教を挙げるのは、秘密は不定教に包含され、そのなかの一種であることをいう。仏の一言の説法は、仏の化意の顕われである。仏の化意によらない仏の説法はあり得ないから、仏の化意を仏の側が承知しないということはある

得ない。仏の側は常に承知しており、衆生の側は承知あり、不承知ありである。説法はすべて仏意のなかに収まつてしまう。衆生はすべて仏の掌のなかにある。仏の掌にある衆生は、仏意を承知するもあり、承知しないもありである。だから、仏も衆生も互不相知の仏教は、およそ慈悲救済を使命とする宗教の躰(てい)をなさない。すべては仏の承知のなかの仏意で行なわれる仏事である。

巻第一から巻第十に至り、思想の展開に変容がある。互不相知だから秘密教であると、巻第一のように秘密教を独立させるよりも、互不相知も互相知も飲み込んでしまい、置毒殺人による上根達識の人の味得人により、同聴異聞・得益不同を特徴とする「不定教」一本のなかに、仏の化導の意図が明瞭であり、慈悲救済の仏教の使用に適うと受け止める境地に至つたものと推察される。

つまり、不定だ、秘密だ、と化儀を分類することや、互不相知だ、互不相知だ、と区別することが問題ではなく、衆生の救済が問題であり重要なのである。

仏が車に触れると男に説法するより、男が、自力でぬかるみを抜けて、自力で仕事を全うすることができたという自信に満ち、人生を大手を振って生き抜くことのほうが、男にとつては遙かに重要である。

これが慈悲である。

仏のすがたを認識することも大切ではあるが、男が救済されること、すなわち車をぬかるみから抜け出させることが重要なのである。慈悲による救済なしでは仏教は存在し得ない。だから、巻第十に至って、不定教に一本化されたと考えられる。

したがって不定教とはいっても、ほとんどは顕露であり、何かの必要に対する余地として秘密教を残すという境地に至ったのが、『法華玄義』の巻第十の化儀であると思われる。

もしこれが衆目の認めるところとなれば、天台の教相判釈は、「五時八教」ではなく、「五時七教」と衣替えることになる。

智顛がいう乳・酪・生蘇・熟蘇の前四味は、醍醐味のように純一無雑の一味ではなく、味と味が入り交じり、兼・但・対・帯である。

乳味の華嚴時の教意は、純然たる円教でもなければ純然たる別教でもなく、円教に別教を兼説している。『華嚴経』は、円教に別教を兼ね、円・別の二教が相対して兼であり、衆生教化の方便に欠ける。乳味のなかでは、対告衆は頓種だけでなく漸種も会座に繋がり、教説は華嚴という仏の境地を専一に明かしている。上根達識の菩薩のなかには、『華嚴経』の説法を聴聞してたちまち入実、円頓一仏乗、諸法実相に入る人がいるが、同じ聴聞衆にしても、鈍根の二乗人は如響如啞で、凡情を変えることがない。華嚴時のなかに不定教の化儀があるから、聴聞衆の機根と相俟って、理解と得益は不定である。

酪味の鹿苑時の教意は三蔵教にある。二乗人は、生滅の四諦を觀察して、実体として自我があるとする観念を否定する小乗の人空の理にある。人空という但空の理にあつて、凡夫は見思の惑を断ち、転じて声聞や縁覚の聖者となる。鹿苑時は三蔵教一色であつて別・円二教との相対はないが、鹿苑時の会座の対告衆は五人・八万とある。五人の機根と八万の機根とが、久遠の因縁によつて宿世の根性に頓種と漸種の違いがあるから、聞法の功德は区々である。釈尊と五人・八万との師弟の関係は、二十九歳の出家、三十五歳の成道からの関係ではない。三千塵点劫以来の法華の覆講聴聞という久遠の因縁にある。このように、鹿苑時のなかに不定の化儀があるから、阿含の諸經典が説く教えの奥底に秘蔵される密説般若を体解して、密説法華の理である円頓一仏乗・諸法実相の理に入る上根達識の人がいる。聴聞衆の機根に不同があつて、五人の理解・得益と、八万の理解・得益とは不定である。

生蘇味の方等時の教意は、蔵・通・別・円の四教を並列し、無生・無量・無作の四諦を対説している。大・小の二乗を対比して説き、小乗を破斥する彈訶を受けて、小乗衆は、折小數大、恥小慕大の念を起こす。宿世の根性が漸種の人は、仏の一言を漸教と受け取るが、頓種の人は、仏の一言を頓教と受け取り、諸法実相を悟るという通教の密益に与る。このように方等時のなかに不定の化儀があ

るから、通教の上根達識の菩薩が、不生不滅の無生法忍を得て、通教の三八人地から八支仏地の間で別教に被接ひしよしたり、円教に被接したりして、円頓一仏乗・諸法実相の理に入る。聴聞衆の機根に不同があつて、理解と得益は不定である。

熟蘇味の般若時は、『大般若経』四処十六会にわたる説法であるが、円教に通・別の二教を帯びて説く。窮子が長者の命により領知するように、仏の加被力を受けて大声聞衆が、菩薩衆に般若波羅蜜の絶対空を転教する。転教は、二乗衆を大乘の法門に通達させるために、仏積尊が舍利弗や須菩提などの大声聞衆に、大乘の教えを代説させることである。声聞衆は大乘の教えは菩薩部の教えであつて、二乗人が修行実践すべき教えであるとは思っていない。しかし仏は、大声聞衆に代説させることによつて、知らないうちに声聞衆を大乘の法門に通達させ、ついには法華の会座に至らせようとする。これが、「般若淘汰やくの益」であり、「熟蘇味の益」である。これが、「方等弾訶やくのうゑに般若淘汰の益を成ず」である。こうして方等時の生蘇味を熟蘇味に重ねて練り、一層勝れた熟蘇味となる。

転教によつて、菩薩衆が般若の絶対空の境地に入ることは勿論、二乗人も別教の絶対空という密益を得る。密益を受けた声聞衆は、諸菩薩と遜色がない境地にあるが、相変わらず二乗人の境界を抜け超えることができない。しかし、宿世の根性が漸種の人は、説法を

漸教と受け取る反面、上根達識の頓種の根性は説法を頓教と受け取り、無量・無作の四諦を悟り得て、円頓一仏乗、諸法実相の利益を得る。通・別・円の三教が相対しており、聴聞衆の機根に不同があるから、理解と得益が不定である。

醍醐味のなかには、『法華経』方便品・譬喩品で、諸法実相を明かす「説周」で、小乗の最上根達識の舍利弗が無作の四諦を悟り得て、円教の初住に入り、八相の記を受け、一分の無明の惑を断じ、一品の中道を証る。

羊・鹿・牛の三車と大白牛車の譬喩で三一不二と示し、譬喩品・信解品・葉草喩品・授記品の「譬説周」で、中根達識の須菩提、迦葉、迦旃延・目連がそれぞれ円教の初住に入り、八相の記を受け、一分の無明を断じ、一品の中道を証る。

化城喩品の「因縁説周」では、三千塵点劫の久遠の昔に由来する大通智勝仏と十六王子との結縁で、二乗人が種・熟・脱の三益の因縁を聴聞して、今日の解脱の境に入る因縁次第を了解する。化城喩品・五百弟子受記品・授学無学人記品の因縁説周で、富楼那・阿若憍陳如を始め達識の五百の阿羅漢と七百人が、それぞれ円教の初住に入り、八相の記を受け、一分の無明を断じ、一品の中道を証る。続いて達識の阿難、羅睺羅以下二千人がそれぞれ円教の初住に入り、八相の記を受け、一分の無明を断じ、一品の中道を証る。

二乗人は法・譬・因縁の三周説法を聴聞することによって達識し、円頓一仏乗、諸法実相の初住位に入つて一分ずつ無明を断じ続け、一品ずつ中道が顕われ続け、増進し続けていく。醍醐味は、ニルヴァーナに相当し、純一無雜の円教一味であるが、根性に応じて授記の機会が異なり、不定の一面が残る。

こうして、世間相常住・諸法実相という、一切の存在の真実のすがたが顕現し、仏から地獄までの十法界に向かって、教化される一切の衆生に応じた姿を顕わし、一切の衆生を導き益する。これが応化の本源は中道の理であるとの意で、「中道の応本」という。

智顛が説く不定教はこのように同聴異聞・得益不同を特徴とするから、南北朝時代の教相判釈で、虎丘山の笈師や宗・愛法師を始め、かなり多くの学者の承認していた頓・漸の二教とともに設けられた不定教は、教説に重点を置いたものであり、衆生の機根に応じた教化教導を意図する仏意に重点を置いた智顛が説く教相判釈の頓・漸・秘密・不定の四教の「不定教」とは、仏の教意の立ち位置がまったく違う。

これが、「旧義に専ら一部を判ずるに、同じからず」が、第二にいうことである。

「旧義に専ら一部を判ずるに、同じからず」が第二にいうことは、いわゆる「上根味味得入」と呼ばれることでもある。

上根味味得入にかかわる毒発不定は、『大般涅槃經』師子吼菩薩品に説く「置毒殺人」に立脚した不定をいう。この不定は、法華の開会を待つことなく、五味のいずれかにおいて円実、すなわち円頓一仏乗、諸法実相を感得するものであり、先世円聞の宿習が発動することによるものである。

「置毒殺人」は、『大般涅槃經』卷第二十九に説かれる。

『大般涅槃經』の譬喩は、乳そのものは、人の生命に重要な役割を果たすものであるが、たまたま乳のなかに毒が入られ、その毒に中れば人は命を落とすことをいう。

智顛は、『法華玄義』卷第十上（『大正藏』三三・八〇六b）で、この「置毒殺人」の譬喩に基づいて、「これは過去仏所にて、かつて大乘実相の教を聞くをいうなり。これを譬えるに毒をもつてす。今、釈迦の声教に値い、その毒すなわち発し、結惑の人死す。」という。

ここでいう「毒」は、久遠の過去の大通智勝仏以来、仏・菩薩が世の人々を救うために、まず衆生と関係を結んだゆかり、つまり不思議な仏縁を結ぶことによって、大乘の諸法実相の教えを説いたことをいう。だから置毒殺人の譬喩は、今、仏積尊の説法に値うことによって、久遠の過去以来埋もれていた結縁が顕在化し、殺人、つまり毒であり煩惱である結惑を殺して得道することをいう。

現在の仏積尊の説法との関係だけをみれば、人天の教といわれ、

五戒を説く「提謂波利經」(疑偽經)を聞いて、提謂長者が一切のものが不生不滅であると認める大乘の「無生法忍」を得、三百人が真理を確信する「信忍」を得、二百人が三界の見惑を断つて永遠の平安への流れに入る「須陀洹果」を得、四天王が穩やかに化他に順う「柔順法忍」を得、竜王が信念の基礎である「信根」を得、阿須輪衆、つまり阿修羅衆が初地あるいは等覺をいう無上正真道、つまり阿耨多羅三藐三菩提の心を起こす。このように仏性、つまり仏がもつすべてを觀、諸法実相を觀、大涅槃に入る。これが、置毒殺人の譬喩が乳中に顕現する「乳中殺人」である。

なお、法界実相は、別教は実相といい、円教は法界という。

あるいは、初転法輪で、小乗の説法を聞いた八万の諸天が、初果に四諦の理をみる「法眼淨」を得、無量の菩薩が初地で、一切のものが不生不滅であると認める大乘の「無生法忍」を得る。このように仏性、つまり仏がもつすべてを觀、諸法実相を觀、大涅槃に入る。これが、置毒殺人の譬喩が酪中に顕現する「酪中殺人」である。生蘇味のなかでは、諸菩薩が大乗方等の不生不滅の教えを聴聞して、仏性、つまり仏がもつすべてを觀、諸法実相を觀、大涅槃に入る。これが、置毒殺人の譬喩が生蘇中に顕現する「生蘇中殺人」である。熟蘇味のなかでは、諸菩薩が般若波羅蜜の教え、すなわち有為空・無為空・畢竟空を包含する絶対空を聴聞して、仏性、つまり仏がも

つすべてを觀、諸法実相を觀る。これが、置毒殺人の譬喩が熟蘇中に顕現する「熟蘇中殺人」である。

すなわち、『法華經』の説法に至り着かなくても、法華以前の説法によつて仏法に遇い、大涅槃を悟ることがある。すなわち、仏釈尊の説法の内容に直接適合しない法門を得悟することがある。

『法華經』の説法では、方便品で正しく諸法実相の理を聴聞して、譬喩品で上根の舍利弗が授記され、譬喩品の三車火宅の譬喩によつて、授記品で中根の迦葉・須菩提・迦旃延・目連などが授記され、化城喩品の大通智勝仏と十六王子との因縁、法華の覆講と種・熟・脱の因縁を聴聞して、五百弟子受記品で下根の富樓那・阿若憍陳如以下五百の阿羅漢が授記され、残りの七百人も記を受け、授学無学人記品では阿難・羅睺羅以下二千人が授記される。これが、置毒殺人の譬喩が醍醐中に顕現する「醍醐中殺人」である。

『大般涅槃經』の教えでは、法華の救済に洩れた鈍根の声聞人が、慧眼を開発して、仏性、つまり仏がもつすべてを觀る。鈍根の縁覺と菩薩、および七種の方便、すなわち比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼、優婆塞・優婆夷もみな究竟の涅槃に入る。これも、置毒殺人の譬喩が醍醐中に顕現する「醍醐中殺人」である。

このように、五時の説法の折々に得悟することを指して、「不定教の相」という。

このようであるから、南北朝時代の教相判釈で、虎丘山の笈師、宗愛法師と呼ばれる大昌寺僧宗と白馬寺曇愛を始め、かなり多くの学者の承認していた頓・漸の二教とともに設けられた不定教は、教説に重点を置いたものである。衆生の機根に応じた教化教導を意図する仏意に重点を置いた智顛が説く教相判釈の頓・漸・秘密・不定の四教の不定教とは、概念の立ち位置がまったく違う。

上根達識の人、すなわち、見思の惑を断ち、永遠に見思の惑が起らない境地に至り、界内と界外の塵沙の惑を断じ、永遠に塵沙の惑が起らない境地に至り、そして界外の無明の惑を伏し、一時的に無明の惑が起らないように抑えるまでの境地に至っている人は、五味のなかのどの一味においても、顕説あるいは密説の円教の妙旨、すなわち円頓一仏乗を聴聞して、直ちに無明の惑を破って中道を証り、諸法実相・世間相常住に証り入るのである。

「味のなか、ことごとくかくのごとし」がいうことは、以上の通りである。

「味」は、前四教のなかで、つまり華嚴の一味、阿含の一味、方等の一味、般若の一味のなかで、中道の理を悟って増進し、円実すなわち円頓一仏乗・諸法実相の理を悟って仏の境地に入ることという。

すなわち、一分の無明を断って一品の中道を悟り（これは別教の

初地、円教の初任に相当）、二分の無明を断じ、二品の中道を悟る（これは別教の二地、円教の二任に相当）のである。上根達識の人は、既に法華の開会以前に無明を断って中道を観ており、法華の開会を待つて始めて中道に入るのではない。中道を観た上根達識の人は、法華に入れば、ただ増進といい、円実の道、すなわち円頓一仏乗、諸法実相をますます増進し、初任の人は二任に進み、二任の人は三任に進み、次第次第にますます無明を断ち、次第次第にますます中道の多品を証り得るのである。

このようであるから、乳・酪・生蘇・熟蘇・醍醐の味のなかでは、一音の仏の説法を聴聞しても、「同聴異聞」、聴聞衆は自分の漸種か頓種かの機根に引き寄せて仏説を理解するから、「得益不同」、得益は種々様々であり、不定を免れない。

このように頓教と、蔵・通・別の三漸教と、円教との説法の折々に、仏釈尊の金口の一音の説法を聴聞して、上根の二乗人は、鹿苑では密に円頓一仏乗・諸法実相の理に入実し、余の四時では顕に円頓一仏乗・諸法実相の理に入実する。華嚴・鹿苑・方等・般若・法華涅槃のそれぞれの一時で、円頓一仏乗・諸法実相の理に入実し、二時を通過して入実することを必要としない。また、蔵・通・別・円のいずれの一教を聴聞しても、円頓一仏乗・諸法実相の理に入実する。これが、「上根味得入」であり、不定教の由縁である。

以上が、互いに同聴異聞・得益不同を相知る、顕露不定教の内実である。

